第2次佐伯市総合計画

平成30年度~平成39年度 (2018年度~2027年度)





第2次佐伯市総合計画

平成30年度~平成39年度 (2018年度~2027年度)



市章



佐伯市の頭文字「S」を図案化したもので、緑豊かな山々と清流、豊饒の豊後水道にあって、 市民が連携し、歴史や文化を大切にしながら未来に向かっていくことを表しています。

『みんなの誓い』~佐伯市民憲章~

わたしたちは、九州で一番広い佐伯の市民です。 この広大な地に、やさしさが満ちあふれる元気なまちをめざし、 ここに『みんなの誓い』を定めます。

- ー 山・川・海の豊かな自然に感謝し、こころ憩えるまちをつくります。
- ー 郷土の歴史と伝統を大切にし、文化薫るまちをつくります。
- ー 子どもを慈しみ、高齢者を尊敬し、こころ通うまちをつくります。
- 一 こよなくスポーツを愛し、明るく健康なまちをつくります。
- 一 いきいきと働き、産業をおこし、活力みなぎるまちをつくります。



地域が輝く 「佐伯がいちばん」の 人・まちづくり

今般、第2次佐伯市総合計画を策定いたしました。本計画は、今後10年間の佐伯市のグランドデザインとしての役割を担うものであり、本市を取り巻く様々な課題を乗り越え、「今こそ、市民一丸となり、さいき創生の夢を実現させよう」という新たな航海図となるものです。

計画の策定に当たっては、市民会議等を開催し、素案作成段階から多くの市民の皆様の御意見を頂きました。正に市民と共に創りあげた総合計画です。

基本政策として、「さいき7つの創生」を掲げ、自然・生活環境、生活基盤、保健医療福祉、教育文化、 産業振興、まちづくり、地域活性化の7つの分野において各施策を推進していくこととしております。 全ての分野において、新たな施策を盛り込んでおり、躍動感を持って実施すべく、実践的な計画と なっています。

特に地域活性化分野においては、各地域別の振興計画を策定し、それぞれの地域特性をいかしたまちづくりを進めていきます。

また、計画を推進していく上で、「さいき創生」を担う人材の育成が、最重要課題であると捉え、本市オリジナルの人材育成プログラムを構築し、「佐伯人(さいきびと)」の育成に取り組んでいくこととしています。

「さいき7つの創生」を政策の柱とし、『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を、 市民と共に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に御協力を頂いた市民会議、地域振興審議会、総合計画審議会の委員の皆様を始め、関係各位に対しまして厚く御礼を申し上げます。



第②次佐伯市総合計画 CONTENTS ■※



□計画の策定に当たって	
■基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
[基本計画]	
■基本計画の体系····································	P24
■計画推進の基本指針····································	
	0
1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境] ① 自然環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	507
② 快適な生活環境の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ 住宅環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ 公園緑地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 景観の形成	
⑥ 災害に強いまち(人)づくり	P34
2暮らしと産業を支える生活基盤の創生 [生活基盤]	
① 水道の整備	
② 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ 道路・情報インフラの整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ 生活交通体系の構築	
⑤ 中心市街地の活性化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P43
3健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]	
① 地域医療と健康増進の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P44
② 地域で支える福祉活動の推進	
③ 子どもたちが健やかに育つまちづくり	
4人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生 [教育文化]	
4 人が子び、人が治さ、人が自己教育の創主 (教育文化) ① 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	חרח
 学校教育の元美 生涯学習の充実	
② 生涯字智の允美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ 市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P55
5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]	
① 農業の振興	
② 林業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ 水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ ブランド化・流通の促進	
⑤ 商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
⑥ 観光産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P68
6人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]	
① 人権を尊重するまちづくり	P70
② 男女共同参画のまちづくり	P72
③ 市民協働のまちづくり	P73
④ [食] のまちづくり	P74
⑤ 移住定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P76
6 国際化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P77
② 市民サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P78
7 地域が輝くまちの創生 [地域活性化]	
① 人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ~佐伯地域~	P80
② マグロ養殖と花の咲くまち かみうら~上浦地域~	
③ 人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生~弥生地域~	
④ よし 最高の水あそびを 用意しよう!~本匠地域~	
⑤ ユネスコエコパークを活用した持続可能な地域づくり~宇目地域~	
⑥ 人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川~直川地域~	
□ 万と地域がごとえめい。女心と沿力に減らた主。直川・直川地域・ □ 海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域〜鶴見地域〜 ・・・・・	
图 人口増へ! 米水津からの情報発信~米水津地域~	
回 入口増入: 不水津からび肩報先信之不水津地域 一	
団 海の窓のを占か9より浦江~浦江地域~	

計画の策定に当たって

総合計画の策定

総合計画とは、市政を推進していくための計画として、最も上位に位置付けられる計画であり、本 市の総合的、計画的な行政推進の指針となります。

平成20年度に策定した第1次佐伯市総合計画では、市の将来像を「九州一の広大なやさしさ」佐 伯市」と定めて、計画の実行に努めてきました。

一方で、本格的な人口減少の到来や少子高齢化社会への対応、地域経済の停滞や地域コミュニティ の弱体化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、国・県においても地方創生は、 大きな課題となっています。

この総合計画においては、これらの急速な時代の変化に対応しながら、新たな目標と発展の方向性 を明らかにすることとします。

2 計画の構成

この計画は、基本構想と基本計画の2部構成となっています。基本構想では、本市のまちづくりの 全般にわたる基本事項を明らかにしており、基本計画においては、各施策の「現状と課題」、「これか らの基本方針」、「主な取組」、「目標指標」を示しています。なお、従来の分野別計画に加え、地域別 の計画を策定することによって、各地域における振興策を具体的に示したものとなっています。

計画の期間

基本構想の期間は、平成30年度から平成39年度(2027年度)までの10年間とし、基本計画の期 間は、平成30年度から平成34年度(2022年度)までの5年間とします。

4 佐伯市の特性

(1) 位置・地勢

大分県の南東部に位置し、北は津久見市、西は臼杵市及び豊後大野市、南は宮崎県境に接していま す。南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山々に囲まれ、東部は遠くに四国を望 む豊後水道に面し、「日豊海岸国定公園」に指定されている約270kmに及ぶ美しいリアス海岸が続い ています。

年間平均気温は16度前後と温暖な気候で、冬でも積雪はほとんどありません。また、九州有数の 清流・番匠川を始め多くの支流も有し、豊かな水に恵まれた地域でもあり、市の中心地はその番匠川 の河口に広がる沖積平野にあります。

(2) 歴史特性

ア原始・古代の佐伯

佐伯にいつの時代から人が住んでいたか定かではありませんが、森 の木遺跡の調査によって、今からおよそ9千年前の縄文時代早期に は、人々が定住していたことがわかっています。弥生時代に入ると、 佐伯市の平野部で稲作が行われるようになりました。この時期の遺跡 としては、下城遺跡、白潟遺跡などが知られています。3世紀ごろ大 樫野古墳の箱式石棺



和王権が誕生し、各地に巨大な古墳が造られるようになると、佐伯でも、海や川を見下ろす丘陵に、宝剣山(ほうけんざん)古墳や樫野(かしの)古墳などが築かれました。8世紀になると現在の奈良や京都に都が置かれ、地方には、国・郡・里(郷)が置かれました。『豊後国風土記』によると、佐伯は、海部(あまべ)郡の「穂門(ほと)郷」であったとされています。市内の汐月(しおつき)遺跡からは、「吉」という文字が墨で書かれた土器が出土し、「佐伯院」という古代の役所があったのではないかともいわれています。

イ 中世の佐伯

中世の佐伯には佐伯荘(さいきのしょう)と呼ばれる荘園があり、豊後の守護大友氏の下、地頭として佐伯氏が支配していました。戦国時代に佐伯氏が築いた栂牟礼城(とがむれじょう)は、巨大城郭として知られ、この城を舞台とした栂牟礼合戦は伝説として今に伝えられています。佐伯氏は、大友氏の重臣として活躍しますが、文禄2年の大友氏改易に伴い、伊予の藤堂氏に仕えて佐伯の地を去りました。市内には佐伯氏にまつわる史跡や寺社、石造物などが残されており、当時の様子を今に伝えています。



十三重塔 (大分県指定有形文化財)

ウ 近世の佐伯

近世の佐伯市域は、佐伯藩と岡藩(宇目)に分かれていました。佐伯藩は石高が2万石、その領域は現在の津久見市南部から宇目を除く佐伯市全域でした。初代藩主毛利高政(もうりたかまさ)は、豊臣秀吉に仕え、日田・玖珠を治めていましたが、関ヶ原の戦い後に佐伯に国替えとなりました。高政は、番匠川河口に佐伯城と城下町を築き、豊後水道に面する浦方と平地の少ない山間部の農村を藩政の基盤としました。以後、江戸時代の約270年間、12代にわたって毛利氏の時代が続きました。藩の財政は、「佐伯の殿様浦でもつ」といわれるほど、



佐伯城跡

海の恵みに支えられ、2万石以上に豊かだったといわれています。第8代藩主毛利高標(たかすえ)は学問好きとして知られ、藩校「四教堂(しこうどう)」や「佐伯文庫」を開設しました。「佐伯文庫」には、貴重な中国書が多数収められ、現存する書物には世界で佐伯にしか残っていないものもあります。一方、大野郡に属する宇目郷は岡藩領となり、交通の要所として重視され、鉱山開発などが行われ

一方、大野郡に属する宇目郷は岡藩領となり、交通の要所として重視され、鉱山開発などが行われました。藩主中川氏は、初代秀成(ひでしげ)から12代にわたって岡藩を統治しました。

エ 近代の佐伯

明治4年の廃藩置県により、佐伯藩は佐伯県となり、その後、他県と統合され大分県になります。この頃の佐伯は岡領であった宇目を含め、現在の区割りの基礎となる17の区に区分されていました。明治10年に勃発した西南戦争では、宮崎県境の山間部が広範囲に戦場となります。また、明治26年から10か月間、文豪国木田独歩が教師として赴任し、佐伯を舞台とした小説を残しました。昭和に入ると佐伯湾に面した海岸部に海軍基地ができ、軍事都市として発展します。昭和9年に佐伯海軍航空隊が、昭和15年には佐伯防備隊ができ、真珠



西南戦争の台場が築かれた黒土峠 (宇目)

湾攻撃の際には佐伯湾から連合艦隊機動部隊の一部が発進しました。しかし、戦局が悪化すると、軍都ゆえにたびたび空襲を受け、一般市民も犠牲となりました。

オ 現代の佐伯

戦後、旧海軍跡地などの臨海部に港湾整備が図られ、合板や造船、セメントといった基幹産業が進出し、県下でいち早く工業都市として発展しましたが、昭和48年のオイルショックの影響で経済は低迷していきます。しかし、メカトロニクスや業務用冷蔵庫、医療機器などの製造分野で、全国的に高いシェアをもつ企業が増え、市の経済を支えています。平成17年3月市町村合併により新佐伯市が誕生し、新たなまちづくりがスタートしました。これまでに主要な施設の整備が進んだことに加え、平成26年に佐伯港の水深14m岸壁が完成、平成



現在の市街地

27年には待望久しかった東九州自動車道が開通。主要都市との移動時間の短縮による交流、産業や経済の活性化に期待が高まっています。

5 佐伯市の現状と課題

(1) 人口

日本全体の人口は、平成27年の国勢調査では、1億2,709万人で、平成39年(2027年)には、1億2,124万人(585万人減)になると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計から)。

大分県においては、平成26年に「中長期県勢シミュレーション」を実施し、現状のままでは、平成52年(2040年)の県人口は95.5万人になると推計するととともに、100万人程度の人口維持に必要な条件について分析を行っています(大分県長期総合計画から)。

本市の平成27年の国勢調査における人口は、72,211人(平成27年10月1日現在)となっています。それから算出した目標年次(平成39年(2027年))における人口は、約58,000人と推計されます。 平成27年に策定した「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口シミュレーションにおける 平成32年(2020年)の人口は6.8万人、平成52年(2040年)には5.0万人になると推計しており、5.4 万人程度を維持するよう人口減少対策を講じていくこととしています。

○佐伯市の人口推移及び目標人口

2005年 (平成17年) **80,297**人 2010年 (平成22年) 76,951人

2015年 (平成27年) **72,211**人 2022年 (平成34年) 約64,000人 2027年 (平成39年) 約58,000人

※平成34年(2022年)及び平成39年(2027年)は推計値

※人口推計については、国勢調査による人口を基礎として、コーホート変化率法を用いて予測しています。

(2) 年齢構成

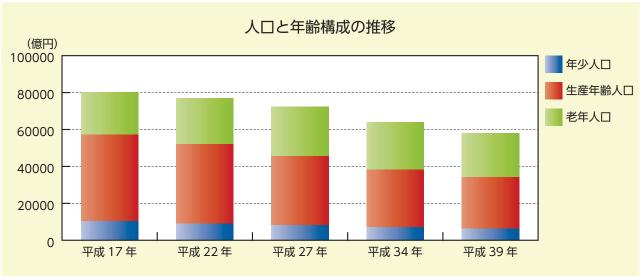
日本全体の年齢構成の推移を見ると、年少人口(0歳から14歳まで)割合は、平成27年の12.5%から平成39年(2027年)には、11.3%と減少する一方、老年人口(65歳以上)割合は、平成27年の26.6%から平成39年(2027年)には、30.4%と増加する見込みです。日本の少子高齢化は進行していく見込みです(国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計から)。

本市の年齢構成は、平成27年から目標年次である平成39年(2027年)までを考察すると、年少人口(0歳から14歳まで)割合は、平成27年の11.2%から平成39年(2027年)には、10.6%と0.6ポイント減少し、生産年齢人口(15歳から64歳まで)の割合についても、平成27年の52.0%から平成39年(2027年)には、48.0%と4ポイント減少する一方、老年人口(65歳以上)割合は、平成27年の36.8%から平成39年(2027年)には、41.4%と4.6ポイント増加する見込みです。今後も高齢化率の上昇と、少子率及び生産年齢人口の減少は続くものと予測され、少子高齢化に対する政策が求められています。

○人口構成の推移(国勢調査数値)

単位:人口(人)、割合(%)

	年少人口 (0歳から14歳)		生産年齢人口 老年人口 (15歳から64歳) (65歳以上)						総人口
	人口	割合	人口	割合	人口	割合			
平成17年	10,255	12.8	46,871	58.4	23,171	28.8	80,297		
平成22年	8,987	11.7	43,052	55.9	24,912	32.4	76,951		
平成27年	8,061	11.2	37,521	52.0	26,629	36.8	72,211		
平成34年 (2022年) ※推計	6,975	10.9	31,346	49.0	25,679	40.1	64,000		
平成39年 (2027年) ※推計	6,168	10.6	27,838	48.0	23,994	41.4	58,000		



※平成34年(2022年)及び平成39年(2027年)は推計値です。

(3) 産業別人口(国勢調査数値)

単位:人□(人)、割合(%)

項目	年 次	人口	人口割合
人口	平成22年	76,951	
	平成27年	72,211	
産業大分類別就業者総数	平成22年	33,342	
性未入力規则机未 有 心致	平成27年	32,003	
第 1 次産業就業者	平成22年	3,106	9.3
第 1	平成27年	2,864	8.9
第2次産業就業者	平成22年	9,231	27.7
第2次座来派来句 	平成27年	8,317	26.0
等?次帝类就类老	平成22年	21,005	63.0
第3次産業就業者	平成27年	20,822	65.1

(4) 財政状況

我が国は、人口に占める高齢者の割合が増加する高齢化と、出生率の低下により若年者人口が減少する少子化が同時に進行する少子高齢化社会となっています。

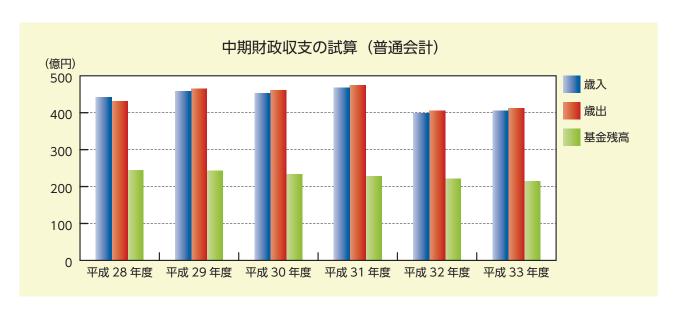
今後、高齢化はさらに進展し、いわゆる「団塊の世代」が2020年代初頭には後期高齢者である75歳以上となりはじめます。75歳以上になると、1人当たりの医療や介護の費用は急増することから、持続可能な社会保障制度を作っていくことが喫緊の課題といわれています。

本市においても例外ではなく、扶助費*を始めとした社会保障関係費が年々増加する中、市税等の 大幅な増収は見込めず、地方交付税に依存しているのが現状です。

さらに、地方交付税についても合併算定替の縮減が平成27年度から平成31年度(2019年度)まで 段階的に行われること等により、普通交付税の大幅な減額が見込まれるため、厳しい財政運営が予想 されます。

このように財政状況が厳しいなかで、投資的経費を確保し、本市の特色ある施策や経常的な事業を 展開するため、国の動向に注視するとともに、大分県、他市町村と連携を図りながら健全な財政運営 を継続して行うことが重要です。

また、地方債残高につきましては、平成28年度決算における普通会計ベースでは約526億円となり、合併当初の約702億円に対して改善された状況にあります。今後も類似団体等の地方債残高の状況を勘案しながら適正規模の保持に努める必要があります。



(平成29年度 中期財政計画算定資料より)

(単位:億円)

年度項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
歳入	442.2	458.3	452.8	467.8	397.9	405.6
歳出	431.7	465.0	461.4	473.9	405.2	412.0
基金残高	244.8	242.2	233.7	227.8	220.6	214.3
地方債残高	525.7	529.8	542.6	569.4	548.4	528.8

文中に使用している専門用語で*印を付けているものは、巻末の資料編に用語の解説を添付しています。

基本構想

平成30年度~平成39年度 (2018年度~2027年度)

さいき創生に向けた基本政策

本市は、平成17年3月3日の市町村合併により、九州一の広大な面積を有するまちとして誕生しました。

市町村合併からこれまでの間、人口減少による少子高齢化問題や長期化した経済の低迷など、目まぐるしく変化する社会情勢への対応が求められてきました。

今後も人口減少による少子高齢化は進んでいく傾向にあり、特に生産年齢人口(15歳から64歳)の減少が顕著に現れています。それにより、働き手や子どもを出産・育児をする世代が更に減少していくことが想定されます。あわせて、財政面では、地方交付税の大幅な減額が見込まれるため、厳しい財政運営が予想されます。

第2次佐伯市総合計画においては、自然・生活環境、生活基盤、保健医療福祉、教育文化、産業振興、まちづくり、地域活性化の7つの分野ごとに基本政策を掲げ、少子高齢化対策を始め、本市を取り巻く様々な社会情勢に対応した政策を進めていきます。特に次世代を担う人材の育成や災害対策、本市の特色をいかしたまちづくりなど、各分野を横断する施策に関しては、分野での取組に限定されることなく、全般的に取り組んでいきます。

また、地域活性化分野では、地域の特性をいかしたまちづくりを推進し、地域が輝くまちの創生を 図っていきます。

この総合計画は、「今こそ、市民一丸となり、さいき創生の夢を実現させよう」という新たな佐伯 市の航海図となるものです。

さいき 7つの創生 (基本政策)

- 1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]
- 2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生 [生活基盤]
- 3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]
- 4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生 [教育文化]
- 5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]
- 6 人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]
- 7 地域が輝くまちの創生 [地域活性化]

2 さいき創生のまちづくり

「さいき7つの創生」を基本政策として掲げ、さいき創生を推進していきます。

「まちづくりは、人づくり」といわれるように、さいき創生を担う人材の育成は重要です。

本市が抱える様々な課題や社会情勢の変化に対応した本市オリジナルの人材育成プログラムを構築し、「佐伯人(さいきびと)」の育成に取り組みます。

「さいき7つの創生」を政策の柱とし、それらを推進していく「佐伯人」を育成していくことで、 『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を進めていきます。



地域が輝く「佐伯がいちばん」の 人・まちづくり

3 さいき7つの創生(基本政策)の概要

さいき創生を進めるための「さいき7つの創生(基本政策)」の概要は以下のとおりです。主な施 策のうち、新たな取組については、「○」を記載しています。

1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]

豊かな自然環境とその美しい景観を次世代に引き継ぐため、人と自然が共生するまちづくりを 進めます。あわせて、清潔で安全な生活環境を構築し、市民生活の安定や快適性・利便性の向上 を図ります。特に、地震・津波・台風などの自然災害に対しては、地域防災力の高い、災害に強 いまち(人)づくりを進めます。

【主な施策】

豊かな自然環境の継承

- ・保育間伐の推進など、森林保全の促進
- ・河川一斉清掃など、河川保全の促進
- ・海岸清掃・漂着ごみの回収など、海洋保全の促進
- ・市内一斉清掃など、環境保全の促進
- ・希少種、在来種等の生息地域を守り、その保護と環境保全の促進



ユネスコエコパークをいかした自然共生のまちづくり

- ○研究者など専門家が調査・研究をするための拠点づくり
- ○ユネスコエコパークミュージアム、ビジターセンターの整備
- ○ユネスコエコパークを活用したエコツーリズムの推進

日本一の花のあるまちづくり

- ○花を通じて、市民総参加の美しい地域環境づくり運動の推進
- ○四季を通して市内外から観賞することのできる花の名所づくり

快適で安定した生活環境の構築

- ・ごみの減量、再資源化の促進
- ・安全な市営住宅の設置及び維持管理
- ・城山歴史公園など、都市公園の整備 ○景観形成の促進

災害に強いまち(人)づくり

- ・避難地・避難路等の整備や人工高台造成・津波避難タワーの建設
- ・防災・行政ラジオ等の整備
- ・防災士の育成・スキルアップなど防災教育の充実
- ・各種業界等との防災協定による連携強化
- ○災害に強い山林・河川の整備・検討
- ・消防通信設備の整備・強化及び消防団員の確保

2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生 [生活基盤]

市民生活を支える水道、下水道、道路・情報インフラなどの整備や公共交通網の再編等を進め、 安全で利便性の高い市民生活の確保に努めます。あわせて、中心市街地の整備を進め、人が集う 街の実現に取り組みます。

【主な施策】

安全で安定した生活インフラの整備

- ・水道水の安全性保持など、水道事業の推進
- ・快適な生活環境の確保や河川等の水質保全等を図る下水道事業の推進

道路ネットワークの整備

- ○東九州自動車道の4車線化促進による域外ネットワークの強化
- ○第2浦代トンネル、県道古江丸市尾線等の整備による域内ネットワークの強化
- ・生活環境改善のための道路整備による暮らしのネットワークの強化

高度情報通信ネットワーク社会に対応したまちづくり

- ○ケーブルテレビ施設の光ケーブル化の促進
- ○様々な分野においてICT*利用を可能とする情報通信環境の促進

利便性の高い生活交通体系の構築

- ・民間路線バスとコミュニティバス等を組み合わせた公共交通網の整備
- ○自家用有償旅客運送*など、過疎地域における新たな交通手段の検討
- ・日豊本線高速複線化など、鉄道の利便性向上の促進
- ・離島航路の維持・確保と宿毛フェリーの利用促進

中心市街地の活性化

- ・大手前まちづくり交流館(仮称)等の整備及び活用促進
- ・駅前・港地域ウォーターフロントエリアの活性化
- ○中心市街地活性化協議会等と連携した中長期的な中心市街地の グランドデザインの策定



3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]

地域医療体制の整備や健康づくりの取組を推進します。あわせて、「地域共生社会」の実現に向け、多様な支援ニーズに的確に対応できる体制への転換を進めるほか、市民が世代や背景を超えてつながり、相互に支え合う地域づくりを進めます。

また、保育所の整備や保育士の確保を推進するなど、子育てしやすいまちづくりを目指します。

【主な施策】

地域医療と健康増進の充実

- ○医療従事者の確保など、医師会等と連携した地域医療体制の整備促進
- ○佐伯准看護学院の移転支援など、人材養成の促進
- ・へき地における医療体制の維持
- ・がん検診など各種検診体制の整備や地区組織の育成強化
- ・自殺予防のためのこころの健康づくりの促進

地域で支える福祉活動の推進

《社会福祉》

- ○多様な支援ニーズに的確に対応できる体制への転換
- ○住民が世代や背景を超えてつながり、相互に支え合う地域づくりの推進

《障がい福祉》

- ○障がいのある人の地域移行の促進
- ・地域における生活の維持・継続の促進
- ・スポーツ・文化活動の充実及び就労定着等による社会参加と自立した生活へ向けた支援

《高齢者福祉》

- ・自立支援や重度化防止施策の促進による元気高齢者の増加
- ・在宅医療・介護の連携による高齢者サービスの充実
- ・認知症施策の促進による地域の見守り力の向上
- ○民間活力を用いた地域包括支援センターの機能強化



子どもたちが健やかに育つまちづくり

- ・保育所の施設整備や保育士の確保など、子育て世代の負担軽減の推進
- ○休日保育や一時預かり事業の拡充等による子育で支援の充実
- ・各種乳幼児健診などによる母子保健事業の充実
- ○婚活活動等に対する支援

4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生 [教育文化]

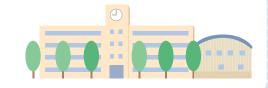
学力向上、体力向上、いじめ・不登校の問題に、重点的かつ継続的に取り組みます。あわせて、 学校を核とした「ふるさと創生」の取組を推進します。

また、生活文化の向上や青少年育成、文化芸術等についても、積極的に取り組んでいきます。

【主な施策】

学校教育の充実

- ・学校を核とした「ふるさと創生」の取組など、地域と共にある学校づくりの推進
- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒への支援活動の充実
- ・児童生徒がよりわかる授業の実践・外国語教育の充実・体力向上の推進
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや児童相談所等と連携した、 いじめ・不登校等の早期解決の推進
- ○食育やフッ化物洗口によるむし歯予防の推進
- ・被災地での体験学習など、防災教育の推進



生涯学習の充実

- ・公民館の耐震化、機能充実による使いやすい環境の整備
- ・生涯学習講座を通じたサークルの育成や、人材発掘、成果発表の場の提供
- ・コーディネーショントレーニング*の促進、スポーツ少年団の活動支援など、子どもの運動能力向上の取組
- ○プロスポーツ選手等と子どもの交流を図るスポーツツーリズムの推進

社会教育の充実

- ・「地域協育」・「地域協働」の推進
- ・家庭教育講座による親同士の共助の機会の増加、親子の会話や親子での読書活動時間増大の促進
- ・未就学の子どもを持つ保護者を対象とした佐伯市オリジナルプログラムでの講座開設の 促進
- ・豊かなこころを育むため、自然体験や表現教育などの体験活動の提供促進

市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承

- ○大手前まちづくり交流館(仮称)を核とした文化芸術活動の促進
- ○国民文化祭等を契機とした文化芸術活動の促進
- ・文化財・伝統文化の保存・継承の取組
- ・歴史資料館、平和祈念館、国木田独歩館等での事業の促進

5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]

豊かな自然環境をいかした農林水産業の振興とその素材を活用したさいきブランドの確立に取り組みます。

商工業では、地場産業の活性化と企業誘致の推進に取り組みます。

観光においては、これまでの観光業に農林水産業や造船業等、地域の産業を観光化することで 観光産業へ発展させます。

【主な施策】

農業の振興

- ・ファーマーズスクールや企業参入などによる担い手不足対策や新規就農者等への支援
- ・水田農業における農地集積と集落営農組織の拡充
- ・園芸農業における共同選果場*の整備、大規模産地の形成、雇用労働力の確保
- ○省力化・コスト削減に向けたAI(人工知能)などICT*の活用
- ○有機野菜栽培の普及啓発の促進
- ・畜産農業における経営規模の拡大と血統的に優れる繁殖雌牛の導入

林業の振興

- ・県の研修制度などを活用した担い手の育成や林業技術向上の促進
- ・木材や椎茸等の生産コスト削減、林業経営の効率化
- ・林道、作業路等の整備促進
- ・木造住宅及び公共施設への市産材利用促進



水産業の振興

- ・海面・内水面漁業における種苗放流、増殖場等の整備、藻場保全活動等の推進
- ・養殖施設の改修等による安全・安心な養殖環境の整備促進
- ・赤潮対策の強化及び担い手不足対策の推進
- ・水産加工業における施設整備や外国人技能実習生の受入れに対する支援
- ・公設卸売市場の環境整備による機能充実

ブランド化・流通の促進

- ・量販店等と連携した商品開発の支援
- ○水産業を中心とした海外輸出の促進
- ○ふるさと納税を活用した販売強化
- ○ホームページ、SNS等を活用した情報発信や通信販売の販路拡大への支援

工業の振興

- ・地場企業の連携強化・海外取引の支援
- ・工業用地の確保及び環境整備による企業誘致の促進
- ・佐伯港女島地区の活用促進と物流の拠点化

商業・サービス業の振興

- ・創業セミナーの開催や創業支援策の充実及び空き店舗活用の促進
- ・経営研修、経営セミナーを通した経営力向上の促進
- ・県、商工会議所、商工会と連携した中小企業者等への支援
- ・高齢者等の買い物弱者に対する移動販売事業への支援

人材育成・確保の推進

- ・担い手への研修やセミナーなどの後継者不足対策の促進
- ・異業種間交流等による新たなネットワークを構築する機会の提供
- ・新規就労者(希望者)に対する研修、セミナーの実施による就業者確保の促進
- ○働き方改革による女性・高齢者・障がい者の就労機会の拡大



産業教育の促進

- ○地場企業の魅力を小·中·高校生、学校、保護者に知ってもらうための体験見学会等や地場 企業経営者による講演会の開催
- ○農業、林業、水産業にも本取組を広げることによる若者の地元就職率の増加促進

観光産業の振興

- ・歴史・文化や地場産業を活用した体験型の周遊観光の推進
- ・佐伯産クロマグロ、観光列車、バーベキューなど新たな素材を加えた食観光の充実強化
- ○ユネスコエコパークや離島などの自然をいかしたエコツーリズムの推進
- ○総合運動公園や大手前まちづくり交流館(仮称)を活用した合宿や大会の誘致など、スポーツ・文化ツーリズムの推進
- ・他市町村と連携した広域観光の推進
- ○台湾、香港、韓国からのインバウンド*の推進及びクルーズ船の誘致
- ・おもてなし人材の育成やSNSによる情報発信、Wi-Fi環境の整備など、受入環境の充実

佐伯にしかない市民が誇れるイベントの創出

○市民が誇り、市外・県外からの誘客ができるイベント等の検討

6 人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]

人権、男女共同参画、市民協働、「食」のまちづくり、移住・定住、国際交流、行政サービス、 新たな地域コミュニティの構築等、様々な施策によるまちづくりを推進していきます。

【主な施策】

人権尊重・男女共同参画の推進

- ・人権教育、人権啓発活動の推進及び人権学習講座や指導者養成講座の充実
- ・人権協働ネットワーク協議会等の充実・育成
- ○男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランス*の推進
- ・職業生活における女性の活躍を支える環境づくりの促進

市民協働のまちづくり

- ・NPO法人やボランティア団体などのまちづくり団体等への活動支援
- ○まちづくり団体等の活動拠点としての大手前まちづくり交流館(仮称)の充実
- ・まちづくり活動に対する意識を高めるための啓発活動や人材育成の推進

「食」のまちづくり

- ・「食」をまちづくりの核と位置付けた「食」のまちづくりの推進
- ・研修会、連携交流会の開催などによる食育の推進及び連携促進
- ○大手前まちづくり交流館(仮称)を活動拠点とした食育活動の展開
- ○オーガニック(有機農業等)や魚食の普及促進など、食育関連産業の活動支援
- ・東九州伊勢えび海道など、食観光の充実
- ○東九州バスク化構想*の推進など、自治体の垣根を越えた交流・連携事業の充実
- ○オリンピック等グローバルな事業に併せた事業の実践

移住・定住の推進

- ○移住相談窓□の設置や移住者への居住支援などによる移住促進の強化
- ○雇用や企業・事業所情報の提供、子育て支援等の強化などによる定住促進の強化
- ○地域おこし協力隊の活用と定住促進

国際交流の推進

- ・姉妹都市等との文化芸術交流などの異文化交流の促進
- ・国際理解教育等の充実
- ○地場産業の輸出促進等の経済交流の促進
- ○インバウンド*観光の推進

市民サービスの充実

- ・自治、防犯等のコミュニティ活動への支援及び交通安全の啓発活動の推進
- ○コンビニ交付や窓□延長による市の窓□業務の利便性の向上
- ・広報媒体の特性をいかした行政情報の提供

新たな地域コミュニティの構築

- ○新たな地域コミュニティ組織づくりの推進
- ○新たな地域コミュニティ組織の活動拠点づくりの推進

7 地域が輝くまちの創生 [地域活性化]

本市は、平成17年3月3日に1市5町3村が合併し、誕生しました。合併後、行財政改革による行政組織の効率化や財政の縮減等により、各地域における自助・共助・公助の在り方も変化してきました。加えて、人口減少が進む中、各地域では地域の歴史や文化・伝統などの保存・継承も難しい状況となっています。

各地域の自然や歴史・文化・伝統などを次世代に継承し、それぞれの特性をいかしたまちづくりを推進します。

※この基本政策は、新たな政策であるため、個別の施策に「○」は、記載していません。

【主な施策】

人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ~佐伯地域~

- ・中心市街地の活性化など、新たなまちの姿を描く「街」(佐伯·鶴岡·佐伯東·渡町台地区) エリアの形成
- ・地域資源をいかし次世代につなげる「里」(上堅田・下堅田・木立・青山地区) 「浦」(大入島・八幡・西上浦地区) エリアの形成
- ・東九州自動車道開通をいかした地域づくり
- ・人が集い、安心して楽しく暮らせるためのコミュニティづくり

【重点プロジェクト】 げんき、ひろがる!佐伯プロジェクト

マグロ養殖と花の咲くまち かみうら ~上浦地域~

- ・豊後二見ヶ浦などの恵まれた自然環境資源を有効活用した観光振興
- ・花の咲く地域づくりとマグロを活用した地域振興
- ・道路・公園などの環境美化の促進

【**重点プロジェクト**】 ・花の咲く上浦づくり ・生本マグロの活用

人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生 ~弥生地域~

- ・「道の駅やよい」を中心とした地域産業の活性化と周辺観光整備
- ・ 住んでみたい・住み続けたいと思う美しいまちづくり
- ・安全・安心に暮らすための災害に強いまちづくり

【重点プロジェクト】 弥生にぎわいプロジェクト

よし 最高の水あそびを 用意しよう! ~本匠地域~

- ・人と自然が共生した環境の整備
- ・地域の特性をいかした特色ある地域産業の推進
- ・道路、交通体制、情報システムなどのインフラ整備

【重点プロジェクト】 自然と遊ぶ本匠プロジェクト

ユネスコエコパークを活用した持続可能な地域づくり ~宇目地域~

- ・自然と文化の継承による魅力ある地域づくり
- ・地域の自然をいかした農林産物の販売促進
- ・ユネスコエコパークをいかしたまちづくり

【重点プロジェクト】 ・次世代教育の実施 ・観光地の整備

・ユネスコエコパークの拠点づくり

人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川 ~直川地域~

- ・地域で安心して暮らすための条件整備
- ・防災対策の充実と施設整備
- ・農業後継者の育成及び農地保全
- ・直川産品の生産・販売拡大・利用推進
- ・地域資源を活用した観光産業の推進

【重点プロジェクト】 ・なおかわ安心プロジェクト ・なおかわ活力プロジェクト

海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域へ鶴見地域へ

- ・便利で質の高い生活環境を整備
- ・海を生業にできるまちづくり
- ・鶴見半島の観光再開発

【重点プロジェクト】 ・地域の拠点づくりプロジェクト

- ・漁業のまちの未来創生プロジェクト
- ・鶴見半島来て見て体験プロジェクト

人口増へ!米水津からの情報発信 ~米水津地域~

- ・安心して暮らせる定住の場を確保
- ・移住者やシニア世代など、労働力の確保
- ・第2浦代トンネルの整備要望活動の推進
- ・米水津からの情報発信

【**重点プロジェクト**】 米水津人口増加プロジェクト

海の恵みを活かすまち蒲江 ~蒲江地域~

- ・地域資源をいかした観光メニューの開発
- ・蒲江ブランドの情報発信と定着
- ・交通インフラの整備促進
- ・閉校後の学校施設を活用した交流拠点づくり及び空き店舗活用
- ・災害に強いまちづくりの促進

【重点プロジェクト】 人を呼び込む蒲江周遊観光プロジェクト



平成30年度~平成34年度 (2018年度~2022年度)

■ 基本計画の体系

1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生 [自然・生活環境]

- 自然環境の保全
- 快適な生活環境の確立
- 住宅環境の整備
- 公園緑地の整備
- 景観の形成
- ●災害に強いまち(人)づくり

2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生 [生活基盤]

- ●水道の整備
- 下水道の整備
- 道路・情報インフラの整備
- 生活交通体系の構築
- 中心市街地の活性化

3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生 [保健医療福祉]

- 地域医療と健康増進の充実
- ●地域で支える福祉活動の推進
- 子どもたちが健やかに育つまちづくり

4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生 [教育文化]

- 学校教育の充実
- ●生涯学習の充実
- 社会教育の充実
- ●市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承

5 地域資源をいかした産業と観光の創生 [産業振興]

- 農業の振興
- ●林業の振興
- ●水産業の振興
- ●ブランド化・流通の促進
- 商工業の振興
- 観光産業の振興

6 人が交流し、活力あふれるまちの創生 [まちづくり]

- 人権を尊重するまちづくり
- ●男女共同参画のまちづくり
- ●市民協働のまちづくり
- 「食」のまちづくり
- 移住定住の促進
- 国際化の推進
- 市民サービスの充実
- ●新たな地域コミュニティの構築

7 地域が輝くまちの創生 [地域活性化]

- ●人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ ~佐伯地域~
- ●マグロ養殖と花の咲くまち かみうら ~上浦地域~
- ●人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生 ~弥生地域~
- ●よし 最高の水あそびを 用意しよう! ~本匠地域~
- ■ユネスコエコパークを活用した持続可能な地域づくり ~宇目地域~
- ●人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川 ~直川地域~
- ●海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域 ~鶴見地域~
- ●人□増へ!米水津からの情報発信 ~米水津地域~
- ●海の恵みを活かすまち蒲江 ~蒲江地域~

2 計画推進の基本指針

計画を推進していく上で必要な基本指針は以下のとおりとします。

(1) 計画に基づく政策・施策の推進

この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進します。あわせて、毎年度、 検証を行い、新たな課題やニーズにも的確に対応し、各種施策を進めていきます。

なお、各施策(事業)については、PDCAマネジメントサイクル*による検証を行い、適正な 見直しを実施していきます。

(2) さいき創生のまちづくりの推進

さいき創生に向けて、市と市民との協働を基本にした「まちづくり」を推進します。あわせて、 それらを推進する人材育成に取り組みます。

(3) 計画的な財政運営

今後、少子高齢化による社会保障費の増大や人口減少対策等に伴う地方創生への取組等、行政の果たす役割が拡大する中、財政状況は更に厳しさを増していくことが予想されます。そのような中、歳出の更なる削減、有効な資源等の活用により計画的な財政運営に努めるとともに、特色ある施策や地域に活力ある事業を展開するため、『スクラップ・アンド・ビルド*』の考えの下、持続可能な行政サービスを実現していきます。

(4) 行財政改革の推進

り組んでいきます。

本市を取り巻く厳しい行財政環境の中にあっても、複雑多様化する市民ニーズや時代の変化を 的確に捉え、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応できる「健全で持続可能な足腰の強い 行財政基盤」を確立し、市民サービスの充実を基本とした効率的・効果的な行財政運営を行います。 また、市民に一番近い基礎自治体として、自らの創造性を発揮する中で、行政の果たすべき役 割やあるべき方向性を見据え、市民と行政との役割を明確にしながら、行財政改革に継続的に取

(5) 公共施設等総合管理計画の推進

全国的な課題でもある公共施設の老朽化問題に対応するため、本市に数多くある公共施設の再配置(複合化、集約化、転用、廃止等による規模の適正化)や適正な維持管理による長寿命化等に取り組むことが求められています。

本市の目指すまちづくりと連携した持続可能な市政の実現と継続的な行政サービスの提供を図っていくため、市民の意見を聴きながら、再配置や適正な維持管理による長寿命化に向けた取組を進めていきます。

(6) 産学官連携事業の推進

今後多くの公共施設が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFI*が有効となります。良好な公共サービスの充実・新たなビジネス機会の創出のため、官民連携による公共施設整備及び運営等に取り組みます。

また、市内金融機関との包括連携協定や大分大学を始めとする県内の大学及び九州大学持続可能な社会のための決断科学センター*との連携・協力協定による事業を積極的に活用し、地域経済・地域振興の活性化に取り組みます。

豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

[自然·生活環境]

1 自然環境の保全

【現状と課題】

本市が持つ山・川・海の豊かな自然環境は、山間部においては、傾山、夏木山、桑原山に代表される急峻な山々が連なっており、ブナ・ツガ等の自然林が残っています。また、スギ・ヒノキの植林も盛んで、豊かな森林資源を有しています。海岸部地域においては、リアスの変化に富んだ海岸線が美しい景観を創出しており、豊かな水産資源も有しています。河川においては、多くの支流を有した一級河川の番匠川と宇目地域の傾山系を源流とする中岳川、桑原川等は、宮崎県に流下する五ヶ瀬川水系の北川に合流しています。これらの豊かな自然環境は、水源となる山の豊かな森が河川を育み、その清流が豊かな海につながっています。健全な森林育成を行うことにより、その森林で育まれた栄養分は河川によって海に運ばれます。山と海をつなぐ河川は、連続体と考えられており、その上流、中流、下流によって水質や特性が変わります。

近年、林業従事者の高齢化や後継者不足等による森林の荒廃や河川整備等による水質の変化により、海に運ばれる栄養分が減少することが危惧されています。豊かな自然環境を持続するためには、山・川・海の物質循環を適正に保つことが不可欠です。

平成29年6月には、「祖母・傾・大崩山系」がユネスコエコパークに登録され、本市の自然環境分野において、魅力的かつ貴重な要素が新たに加わりました。「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」は、宇目地域が登録地域となっており、自然環境を厳格に保護し、長期的に保全しなければならない核心地域(傾山山頂付近)と、教育・研修などの学術的研究支援を目的とした緩衝地域(藤河内渓谷上流等)と、人が暮らし、地域社会や経済発展が図られる移行地域(核心・緩衝地域以外のその他の地域)からなります。これらの特性をいかすことにより、持続可能な発展を掲げる地域として、国際的な自然共生のまちを目指すことが必要となります。

また、本市は、山から海に至るまで多様で美しい景観が豊富にあり、これらの環境保全・環境美化 意識の啓発・推進に取り組むことも重要です。

【これからの基本方針】

- ア 山・川・海の物質循環を適正に保ち、豊かな自然環境を保全します。
- イ 「環境基本計画」に掲げる各種施策の実現に向け、市民・事業者と行政が一体となり取組を行います。
- ウ 希少種、在来種等を開発等による生息地域の減少や特定外来生物等の脅威から守り、その保護 と環境保全に努めます。
- エ ユネスコエコパーク登録を契機に、核心地域、緩衝地域、移行地域の特性をいかした自然共生のまちを目指します。
- オ 市内の各地域は、それぞれ独自の個性や特色を持っており、それをいかすために各地域において、ストーリー性をもった花木等を植栽することで、市全体として四季を通して市内外から花が観賞できる地域環境づくりを目指します。

【主な取組】

- ア 山・川・海の物質循環保全
 - (ア) 森林保全
 - a 保育間伐の推進
 - b 緑の募金事業等による緑化活動
 - c 森林ボランティア等の植林活動
 - d 流木防止のための林地残材の利活用 (バイオマス等)
 - (イ) 河川保全
 - a 佐伯市清流保全条例に基づいた清流保全のための取組
 - (a) 風土や歴史、文化をいかした人と清流との共生の確保
 - (b) 市、市民、事業者がそれぞれの役割と責務を認識した協働による河川保全
 - (c) 河川愛護意識高揚の促進
 - b 廃食油回収の取組
 - (ウ) 海洋保全
 - a 市民と行政による海岸清掃・漂着ごみの回収
 - b 底曳き網に掛かったごみの回収
- イ 「環境基本計画」に基づく各種施策の取組
 - (ア) 市内一斉清掃の実施
 - (イ) 緑のカーテン苗の配布
 - (ウ) 自然環境保全の啓発及び人材育成の推進
- ウ 希少種、在来種等の保護・保全の取組
 - (ア) 市報、ホームページ、チラシ等での保護啓発
 - (イ) 佐伯市自然環境調査報告書を基に、生息地域の環境を保全
 - (ウ) 地域の自然環境を守り、継承するための協力体制の構築
- エ ユネスコエコパークの取組
 - (ア) 研究者等専門家の調査研究の拠点づくり
 - (イ) ユネスコエコパークミュージアムとしての施設整備と利活用
 - (ウ) ビジターセンターとしての施設整備と利活用
 - (工) 観察会、体感キャンプの実施
 - (オ) 山ガール・サミット*等のイベントの実施
 - (カ) ガイドの育成
- オ 日本一の花のあるまちづくりの取組
 - (ア) 「さいき花の楽園」構想(仮称)の策定
 - (イ) 全市的な花のある地域環境づくり
 - (ウ) 花苗の支給・花のコンクールの開催

【月標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
保育間伐の実施面積 (注1)	Oha/年	78ha/年
森林ボランティア参加者数	延べ217人/年	延べ600人/年
林地残材のバイオマス利活用	16,770t/年	36,000t/年
河川愛護デー参加者数	14,300人/年	14,800人/年
地域美化運動の参加者数	8,359人/年	8,580人/年

(注1)保育間伐の実施面積については、補助事業の実績でしか把握できないため、その実績値としています。



岩屋の千本桜

2 快適な生活環境の確立

【現状と課題】

ごみ処理については、「佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理計画」に基づき取り組んできたところです。 現状としては、ごみの総排出量はやや減少傾向となっていますが、順調に減量化できているとは言えない状況です。燃えるごみの中にはリサイクル可能な紙が多く含まれています。今後も市報、ケーブルテレビ、出張講座等を通じ、ごみの分別を始めごみの減量、再資源化の啓発活動を継続していくことが重要です。

加えて、ごみの中間処理施設(エコセンター番匠)については、設備の更新時期に差し掛かっているため、今後は計画的に設備の更新を実施することが必要となります。

また、産業廃棄物処理施設のある当該周辺地域においては、その周辺住民の不安を解消するため、 産業廃棄物処理施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便に寄与する施設整備等の各種事業を計画的に 進めていくことが求められています。

公衆衛生等の面では、本市の火葬場は3施設(佐伯・弥生・蒲江)ありますが、施設稼働から年数が経過しており、各施設・設備の老朽化が進んでいます。今後は、計画的に改修・改装を実施し、公衆衛生及びその他公共福祉を堅持することが必要です。

さらに、近年、犬や猫などの愛玩動物の人気が高まる中、国は平成26年6月に、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を発表し、「命を大切にし、優しさのあふれる、人と動物が共生する社会の実現を目指す。」としています。

本市の犬の登録件数は、3,400頭前後で、年々減少傾向にあります。一方、猫の個体数は把握できておりませんが、飼い主のいない猫が多くなっているため、猫に関する苦情等が多くなっています。 したがって、犬の処分は減少していますが、猫の引取り数は少なくないのが現状です。

今後は、人と動物が共生する社会の実現のため、犬・猫の適正な飼養と、飼い主のマナー向上が課題です。

【これからの基本方針】

- アー般廃棄物(ごみ)処理計画に基づき、ごみの減量化や適正な処理を進めていきます。
- イ 中間処理施設(エコセンター番匠)の長寿命化を図る更新事業に取り組みます。
- ウ 産業廃棄物処理施設における周辺市民の不安を解消するため、当該処理施設周辺の環境整備及 び周辺市民の利便に寄与する施設整備の各種事業に取り組みます。
- エ 公衆衛生及びその他公共の福祉のため、火葬場施設の長寿命化を図る改修事業に取り組みます。
- オ 犬・猫の適正飼養の啓発と、飼い主のマナー向上を図りながら、特に飼い主のいない猫を減らします。

【主な取組】

- ア 一般廃棄物(ごみ)処理計画に基づく主な取組
 - (ア) 3R*推進のための市報、ケーブルテレビ、出張講座等による啓発活動の実施
 - (イ) レジ袋削減の取組とマイバックの普及啓発活動の実施
 - (ウ) 生ごみリサイクル事業の実施
 - (工) ごみの適正な処理・分別方法の検討
- イ 中間処理施設 (エコセンター番匠) の長寿命化

老朽化した設備の更新

- ウ 産業廃棄物処理施設における周辺市民の不安の解消
 - (ア) 処理施設周辺の道路の整備
 - (イ) 処理施設周辺の生活環境の改善
- エ 火葬場施設の長寿命化 老朽化した施設及び設備の改修
- オ 犬・猫の適正飼養と飼い主のマナー向上
 - (ア) 犬・猫の不妊去勢手術費用の一部助成
 - (イ) 佐伯市狂犬病予防推進協議会による啓発活動

【目標指標】

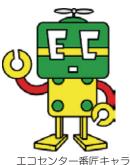
目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
ごみの減量化(1人1日当たり排出量)	944g	898g
各火葬場施設の長寿命化達成率(各施設ベース)	0 %	50%



エコセンター番匠



ダンボールコンポスト



エコセンター番匠キャラクター ゼロくん

日 住宅環境の整備

【現状と課題】

市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として市営住宅を設置しています。住宅の困窮者に安い家賃で賃貸するとともに、入居者の様々なニーズにこたえることも必要です。

この状況に適切・迅速に対応できる管理運営を目指し、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた集約や改修等を含めた市営住宅のライフサイクルコストの縮減と高齢者や身体障がい者の配慮に努めます。

あわせて、地震による建築物の倒壊等の被害から生命と財産を保護するため、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する必要があります。平成28年度末現在の耐震化率は、一般住宅68.0%、特定建築物75.5%、市有建築物86.2%となっています。そのため「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を確保するため、より一層の耐震化の促進が必要です。

また、近年、地域活力の低下や過疎化により空き家が増加しています。その課題としては、空き家等が放置されることで、近隣に悪影響を与えるものや、所有者の管理意識に関するものなどがあり、今後は環境対策を講じる必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 市営住宅が将来にわたって市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与できるようにするため、良好で安全な状態で維持管理するとともに、利用者の要望などに対する迅速な対応を目指し高質な維持管理体制を整備します。
- イ 「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を図るため、市内 の住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化の促進に取り組みます。
- ウ 「空き家特措法」及び「佐伯市空き家等対策計画」に基づき、保安上危険な住宅の除却事業を 推進し、良好な住環境を確保することに取り組みます。

【主な取組】

- ア 市営住宅における適正な維持管理
 - (ア) 管理代行制度・指定管理者制度による低コスト化や徴収率向上等に向けた円滑な管理運営
 - (イ) 用途廃止・集約等による市営住宅のライフサイクルコストの縮減
 - (ウ) 高齢者・身体障がい者等に対する入居募集時の配慮や安全設備対策の充実
- イ 一般住宅・特定建築物・市有建築物の耐震化の促進 耐震診断・耐震改修を行う市民への助成
- ウ 不良住宅の除却促進 老朽化により倒壊する恐れのある住宅除却への助成

【月標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)	
市営住宅管理戸数	1,709戸	1,660戸	
一般住宅耐震化率	68.0%	77.0%	
特定建築物耐震化率	75.5%	82.0%	
市有建築物耐震化率	86.2%	92.0%	

4 公 景緑地の 整備

【現状と課題】

本市の都市公園の施設及び遊具は耐用年数も経過し老朽化しているものもあります。また、城山歴史公園の登山道及び施設も経年劣化しており、早急な整備を行う必要があります。

それらのことから、公園施設長寿命化事業において、既に調査の終わった公園12か所を含め、都市公園37か所について調査を行い、今後10年間で老朽化した施設及び遊具の更新等を行っていきます。

また、城山歴史公園整備計画に基づき、城山歴史公園の老朽化した施設及び登山道4か所の整備や、 豊かな生態系を守りながら、佐伯城址を保存し有効に活用するための景観環境を整えていきます。

公園緑地の保全や緑化の推進に関しては、佐伯市緑の基本計画を策定し、その将来像、目標、施策などを定め、各種施策を推進していきます。

【これからの基本方針】

- ア 「佐伯市緑の基本計画(緑のマスタープラン)」を策定し、都市計画公園等の整備見直しに取り組みます。
- イ 都市公園等の整備を行い、効率よい維持管理に努め、住みよいまちづくりに取り組みます。
- ウ 城山歴史公園については、これまでの維持管理に加え、市民の憩い・交流・学習・集い・活動・ 健康づくりの場所として、また大規模災害時の避難場所として、整備に取り組みます。さらに、 観光資源としての更なる魅力づくりを図ります。

【主な取組】

- ア 緑の基本計画による取組
 - (ア) 緑の基本計画の策定
 - (イ) 緑の基本計画による施策の実施(都市公園整備の促進等)
- イ 公園施設長寿命化 老朽化した施設及び遊具の更新
- ウ 城山歴史公園の整備
 - (ア) 老朽化した施設及び登山道4か所の整備
 - (イ) 自然環境と調和のとれた間伐・除伐及び剪定

【目標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
都市公園数及び面積 (総数)	37か所 104.59ha	41か所 108.72ha
都市計画街区公園の整備率	80.2%	89.5%

料

5 景観の形成

【現状と課題】

本市は、歴史や文化にはぐくまれた街並みや集落、自然美豊かな海岸、河川、森林など多くの良好な景観に恵まれています。そのような中、景観計画を定めるため、景観法(平成16年制定)に基づき「景観法を活用した景観行政を推進する公共団体」として、平成29年3月1日に景観行政団体となりました。

景観計画は、海岸、河川、森林など豊かな自然景観や、その恵みを受けた集落の景観、歴史的、文化的な街並み景観などの良質な景観を保存・継承することで地域の特色を出し、さらにその景観をいかし、周辺の街並みを整えることで観光振興を図るなど、魅力的な景観づくりを推進するための方針や基準を定めるものです。

計画策定は、平成31年度(2019年度)を予定しており、策定後は、計画に基づき各種施策を推進していきます。

【これからの基本方針】

「佐伯市景観計画」を策定し、まちの特徴であり、市民の財産である多くの美しい自然景観や心安らぐ街並みなど、長い年月により築かれた景観を市民と行政が一体となって"守り・育てる"ことで良好な景観形成を促進します。

【主な取組】

- ア 佐伯市景観計画の策定
- イ 佐伯市景観計画に基づく施策の実施

【目標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
景観形成重要地区の設定(総数)	0か所	3か所
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定(総数)	0か所	10か所



彦岳からの景観

6 災害に強いまち(人)づくり

【現状と課題】

南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、近年は台風や集中豪雨等の自然災害も多発している中、「災害は、いつでもどこでもやって来る」という認識の下、これまで市民の生命・身体及び財産を守るために、避難地・避難路の整備、防災行政無線の整備及びデジタル化、津波避難地案内標識の設置、大型備蓄倉庫の整備、津波対策用備蓄倉庫の助成等を行いました。現在、非常時に情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災・行政ラジオを配布しているところです。

ハード整備により市民の生命・身体及び財産を守ることには限界があることから、被害を最小化するためには市民一人一人の防災意識の向上が重要です。また、生命を守るために自助・共助の強化も欠かすことはできません。防災意識の高い地域も一部にはありますが、市内一斉の地域避難訓練の参加者数の伸び悩みや参加者の固定化・高齢化等から、市民全体の防災意識の醸成が課題です。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保及びその防災活動を支援するための対策として、自ら避難することが困難な人を対象とした「避難行動要支援者」の名簿を作成するほか、避難誘導体制、物資・資機材等の整備を行い、要配慮者の救援活動が行えるよう対策を講じることが必要です。

加えて、消防職員・団員へ寄せる市民の期待は年々高まっております。この期待に沿えるよう今後 も消防職員と団員の合同訓練を実施し、連携強化を図るとともに、迅速・的確な現場活動を行うこと が必要です。あわせて、装備・機材の充実も図り、地域防災力の強化に取り組むことが重要です。

【これからの基本方針】

- ア 南海トラフ巨大地震等の津波を想定した津波防災地域づくり推進計画に沿って、市民の命を守ることを最優先とし、津波避難施設等の整備や防災意識の醸成等に取り組み、津波に強いまちづくりを進めます。
- イ 防災情報の伝達の強化としては、防災情報システムの無線化に加え、防災・行政ラジオの配布 及びラジオ中継局整備による無線化を進めます。
- ウ 津波や大規模な風水害から命を守る際、公助のみの災害対策には限界があることから、自助・ 共助により被害を最小限に抑える取組を強化します。
- 工 他市町村や各種業界との防災協定締結による連携強化を図ります。
- オ 大規模災害時に被災者の生活が長期となることが想定されることから、拠点となる避難所の環境改善に向けた整備を行います。
- カ 風水害時の流木による被害拡大を防ぐため、広葉樹と針葉樹の混合林の育成や河川沿いの樹木 の伐採等、災害に強い山林・河川づくりを検討します。
- キ 消防職員及び消防団員の相互連携、安全対策の推進、装備の充実・強化に取り組みます。
- ク 災害時に備え、老朽化した庁舎及び通信体制の整備・強化を図るとともに、防災ヘリとドクター ヘリの情報共有体制を構築します。
- ケ 佐伯市災害ボランティアネットワーク協議会を中心に、大規模災害時に備えるための災害ボランティアに必要な知識や技術の習得、人員の確保などに取り組みます。
- コ 要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策に取り組みます。

【主な取組】

- ア 防災施設・設備等の整備
 - (ア) 避難地、避難路等の整備
 - (イ) 人工高台造成、津波避難タワーの建設
- イ 防災情報伝達の強化
 - (ア) 防災・行政ラジオの配布
 - (イ) ラジオ中継局整備による防災・行政ラジオシステムの無線化
 - (ウ) ケーブルテレビ佐伯及びエフエムさいきとの連携強化
- ウ 防災意識醸成の取組
 - (ア) 防災士の育成、スキルアップの取組
 - (イ) 防災講話・防災講演会の開催
 - (ウ) 地域避難訓練及び弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施、自主防災組織の育成
 - (工) 防災手帳の作成・配布、防災教育の充実
 - (オ) 緊急避難グッズの備えや家具等の転倒防止の啓発
- エ 防災協定による連携強化
 - (ア) 既に防災協定を締結している各種業界との連携強化
 - (イ) 新たな業界との連携拡大
- オ 避難所の環境改善の取組等
 - (ア) 拠点となる避難所の空調設備等の検討
 - (イ) 広域的避難を円滑に行うため海岸部と山間部の地域間連携の強化
- カ 災害に強い山林・河川整備の促進
 - (ア) 流木対策の検討
 - (イ) 河川の堆積土撤去・改良
- キ 消防職員と消防団員の連携強化の取組
 - (ア) 消防団員の確保・育成
 - (イ) 合同訓練の実施
 - (ウ) 消防団の装備・機材の充実
- ク 庁舎及び消防通信体制の整備・強化の取組
 - (ア) 東部分署の整備及び上浦派出所の整備検討
 - (イ) 外国人からの119番通報にも対応できる受信システムの構築
 - (ウ) 聴覚障がい等の音声通報に不安のある方々が、安心して通報できるシステムの構築
 - (工) 防災ヘリ及びドクターヘリとの情報共有体制の構築
 - (オ) 消防本部通信指令室の免震化
 - (カ) 光回線に対応させるシステムの構築
 - (キ) ドローン等の映像配信機能を活用できる画像伝送システムの構築
- ケ 災害ボランティアの取組
 - 訓練・研修などを通じた災害ボランティアの育成とスキルアップの推進
- コ 要配慮者への支援
 - 避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)作成の推進

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
地域避難訓練の参加者率	15.2%	20%
防災・行政ラジオの配布率	54.2%	80% (5年間)
消防団員数 女性消防団員(内数)	1,710人(総数) (17人)	1,880人(総数) (35人)
避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の策定地区数	77地区 (全368地区)	368地区



津波避難タワー (池船地区) イメージ図



防災・行政ラジオ



水防訓練



出初め式 放水点検

2 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

[生活基盤]

1 水道の整備

【現状と課題】

水道事業においては、水道水の安全性保持、老朽化施設の更新、地震等の災害への対応等の課題がある中で、少子高齢化等による給水人口、料金収入の減少に伴い、水道事業運営は厳しさが増していくと考えられます。

また、国の施策として、平成19年度以降簡易水道事業の上水道事業への統合や企業会計化が推進されており、本市においても、平成30年度から簡易水道事業を上水道事業に統合し、公営企業会計として一体的な経営を行っていきます。そのような中、「佐伯市水道事業ビジョン」(平成29年3月)に基づき、将来に向けて持続可能な水道事業の構築が喫緊の課題です。

【これからの基本方針】

- ア 佐伯市水道事業ビジョンに掲げた「安全」、「強靱」、「持続」の施策に取り組んでいきます。
- イ 水道事業と簡易水道事業の統合に伴い、事業経営の効率化、経費節減に努め、財政基盤の強化 を図ります。

【主な取組】

- ア 水道施設の整備 老朽化した送水管及び配水管の更新による長寿命化
- イ 安定した経営基盤の確立 水道事業と簡易水道事業の統合によるコスト削減や料金改定を含めた経営基盤の強化

【目標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
表表で、 老朽化した鋳鉄管 (CIP) の更新率 (注1)	0 %	100%

(注1) 現存する鋳鉄管7.5kmを耐震管に更新するもの

2 下水道の整備

【現状と課題】

下水道は、快適な生活環境の確保や河川等の水質保全を図る汚水処理機能等を備えており、安全な市民生活には欠くことのできない基幹施設です。本市は、1市5町3村が合併して九州一広い面積を有する市となりました。生活排水処理施設の整備手法も合併前の人口規模や地域に応じたものとなっており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業及び浄化槽設置整備事業(個人設置型)により推進しています。このように点在する多くの汚水処理施設を最適かつ効率的に整備していく必要があります。また、住民の高齢化や独居世帯の増加により、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置意欲が低下しており、転換促進が進んでいません。平成28年度末の普及率は73.2%、処理率は64.5%となっています。このような状況を踏まえ、更なる生活排水対策の推進が必要となっています。

【これからの基本方針】

- ア 「佐伯市生活排水処理施設整備構想」の見直しを行い、生活排水処理施設の整備促進に取り組みます。
- イ 普及率、処理率向上に向け、生活排水に関する啓発活動を実施し、合併浄化槽接続家庭に対す る補助金制度等を充実します。

【主な取組】

- ア 下水道施設の整備
 - (ア) 汚水処理施設の最適かつ効率的な整備
 - (イ) 老朽化した施設(管路等)の更新
- イ 普及率、処理率の向上
 - (ア) 広報活動の強化と戸別訪問等の普及促進活動の実施
 - (イ) 浄化槽整備事業補助金の上乗せ補助の実施(個人設置型)

【目標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
汚水処理人□普及率*	73.2% (47.2%)	81.0% (52.3%)
汚水衛生処理率*	64.5% (38.5%)	80.4% (51.6%)

() は下水道(公共・農集・漁集・特環)の普及率及び処理率

図 道路・情報インフラの整備

【現状と課題】

道路については、平成27年3月の東九州自動車道(佐伯IC-蒲江IC間)の開通を始め、国道、県道、 市道の整備に取り組んできました。特に、東九州自動車道の佐伯IC、佐伯堅田IC等の整備により、 本市の主要道路の骨格がほぼ整ったことから、適正な道路網の整備促進が求められています。加えて、 身近な道路の整備に対する市民ニーズが強いことから、市道及び都市計画道路の計画的な整備や歩行 者の安全に配慮した整備対策が課題となっています。また、橋りょう・トンネル等の適正維持につい ても、その施設数が膨大であるため、長寿命化計画に基づき計画的に実施していく必要があります。

なお、公共工事等を推進する上で、発生する残土の処理に苦慮している状況であり、工事の円滑な 進捗に支障を来さないよう残土処理場の確保が課題の一つになっています。

地域情報化の面では、本市の情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設は、整備してから12年から17年経過しており、施設の更新を行わなければならない時期を迎えています。また、平成30年度から実用放送が予定されている4K/8K放送、超高速ブロードバンドなど、高度技術への対応が求められています。企業誘致の面からも、光ケーブル化によるインターネット環境の改善が企業のニーズに対応するものとなります。今後も急速に進化する情報通信技術の普及・活用の取組が必要です。

《道路インフラの整備》

【これからの基本方針】

- ア 暫定2車線である東九州自動車道の4車線化を目指し、国・県に要望していきます。
- イ 国道や主要な県道の整備については、国や県に積極的に働きかけるとともに、市道の改良及び 整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型の道路網の整備に取り組みます。
- ウ 市道は生活に不可欠な道路であるため、地域のニーズや実情、交通量等を考慮して、費用対効果の高い安全・安心な道路整備を行います。
- エ 社会情勢の変化に基づき、都市計画道路の整備方針を見直します。
- オーインフラの長寿命化計画に基づいて、橋りょう、トンネル等の整備を計画的に行います。
- カ 公共工事の推進に向けた残土処理場の確保を行います。

- ア 東九州自動車道4車線化の取組 期成会*による国・県への要望活動
- イ 国道、県道の整備促進の取組 番匠川河□橋建設推進期成会等による国・県への要望活動
- ウ 市道整備の取組
 - (ア) 地域の生活環境改善のための道路整備の推進
 - (イ) 地区要望に対する道路改良
 - (ウ) 維持補修の実施
- エ 都市計画道路の整備方針の見直し
 - (ア) 都市計画道路網の見直し
 - (イ) 都市計画道路の整備順位の決定
- オ 橋りょう及びトンネルの整備
 - (ア) 長寿命化計画による維持補修

- (イ) 長寿命化計画による耐震化
- カ 残土処理場の確保

東九州自動車道弥生パーキング、第2浦代トンネル、市道の整備、河床堆積土の処理等で発生 する残土処理場の確保

《情報インフラの整備》

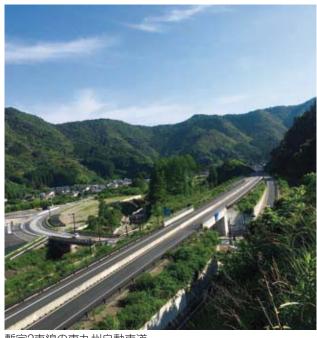
【これからの基本方針】

- ア 情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設の更新を推進します。
- イ 様々な分野においてICT*利用を可能とする情報通信環境を促進します。

【主な取組】

- ア ケーブルテレビ施設の更新
 - (ア) ケーブルテレビ施設の光ケーブル化の促進
 - (イ) 施設更新に伴う使用料改定の検討
- イ ICT*利用の促進
 - (ア) 各分野におけるICT*利用の検討
 - (イ) モバイルコンピューティングなどに対応する情報環境の促進

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
市道の整備延長(総延長)	620,569m	636,500m
都市計画道路の整備率	65.9%	66.8%
ケーブルテレビ施設の光化整備率	0 %	45%



暫定2車線の東九州自動車道

4 生活交通体系の構築

【現状と課題】

市民生活の交通手段を確保するため、既存の路線バスの維持に努めるとともに、交通事情や地域の特性に応じたコミュニティバスの運行等により、生活交通手段の確保に取り組んできましたが、利用者の低迷等により、厳しい経営が続いています。地域公共交通網形成計画・再編実施計画を策定し、公共交通の見直しを行います。再編計画に基づく路線バスに代わる移動手段としては、コミュニティバスだけでなく、デマンド方式による乗合タクシー等についても調査・研究し、新たな交通手段の導入も検討する中、利用促進に向けた交通体系の整備を図ります。

鉄道に関しては、日豊本線の高速複線化及びJR佐伯駅のバリアフリー化が課題となっています。 東九州新幹線の早期実現や利用者促進と観光客増に繋がる取組も求められています。

離島航路は、島民唯一の交通機関であり、生活物資の輸送や通院等においても重要な航路であるため、蒲江〜深島航路については、国・県・市からの助成によって運航を継続しています。大島航路は、市直営で運航を行っています。宿毛フェリーについては、高知県と宿毛市と連携し、利用の促進を図っているところです。離島航路、宿毛フェリーにおいては、利用者が減少しており利用促進が課題となっています。

【これからの基本方針】

- ア 路線バスやコミュニティバスの役割分担、さらにはデマンド方式による乗合タクシー等、住民 のニーズに応じた新たな交通手段の導入を検討し、住民が安心して暮らし続けることのでき る、利用しやすい交通体系を整備します。
- イ 広い本市において、将来の過疎地域における交通手段を考える中で、自家用有償旅客運送*の 導入が不可欠と考えられることから、その在り方について調査・研究を行います。
- ウ 鉄道・航路等の交通手段の確保及び施設等のバリアフリー化に取り組みます。

- ア 民間路線バスとコミュニティバスを組み合わせた公共交通網の整備
 - (ア) 再編実施計画の策定による路線バスやコミュニティバス、乗合タクシー等の効率的な組合せによる運行
 - (イ) 自動運転の実用化による公共交通機関の調査・研究
 - (ウ) 市内循環バス導入についての調査・研究
- イ 過疎地域における交通手段の検討
 - (ア) 自家用自動車を活用した相乗りによる移動手段など、自家用有償旅客運送*の調査・研究
 - (イ) 旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」による貨客混載の調査・研究
- ウ 鉄道に関する取組
 - (ア) 日豊本線高速複線化等の要望
 - (イ) JR佐伯駅のエレベーター及び多目的トイレの設置等のバリアフリー化による利便性の向上
 - (ウ) 東九州新幹線の早期実現に向け、基本計画から整備計画への格上げの要望
- エ 航路に関する取組
 - (ア) 離島航路の生活交通路線の確保・維持
 - (イ) 宿毛フェリーの利用促進

【目標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
コミュニティバスの1便当たりの利用率	2.1人	3.0人
路線バスの1便当たりの利用率	10.2人	15.0人

佐伯市地域公共交通網形成計画とは

佐伯市地域公共交通網形成計画は、第2次佐伯市総合計画を上位計画とした交通分野に関する計画である。

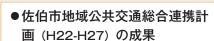
平成22年度(2010年度)に策定した佐伯市地域公共交通総合連携計画の成果を反映し、大 分県南部圏地域公共交通網形成計画や国が策定する公共交通の基本方針との整合性を考慮した 計画である。なお、まちづくりに関しても、佐伯市都市計画マスタープラン、大手前開発事業 を含む関連計画・事業との整合性を考慮した計画となっている。

●上位計画

第2次佐伯市総合計画(H30-H39)



- ●関連計画・事業
- 佐伯市都市計画マスタープラン (H25)
- ·大手前開発事業(H32竣工)等



●基礎調査

- ・公共交通体系の現状分析
- ・利用実態調査・アンケートによるニーズ調査
- ・公共事業者ヒアリング調査



反映

佐伯市地域公共 交通網形成計画

具体的な運行 計画の策定 (公共交通ネット ワークの再構築)



- ■国が策定する公共交通 の基本方針
- · 交通政策基本法
- ·地域公共交通活性化· 再生法 等



●大分県南部圏地域公共 交通網形成計画 (H29-H33)



コミュニティバス



コミュニティバス利用の様子

5 中心市街地の活性化

【現状と課題】

「佐伯市中心市街地活性化基本計画」(平成28年3月策定)に基づき、『「人が集う街」の実現』を目標に、官民一体となって各種事業に取り組んでいます。特に前計画から取り組んでいる大手前の賑わい創出については、中心市街地における最重要課題として位置付け、ホールを有する多機能な複合施設として、(仮)大手前まちづくり交流館整備事業を実施しています。この施設を既存の交流施設と連携・活用することで、市民が活発に交流しあうまちづくりを推進し、まちの魅力を高めようと考えています。

また、中心市街地のもう一つの拠点である駅前・港地域では、地域の魅力向上を図るため、住民や 関係機関と協議・検討を行い、観光客の増加促進に向けた取組の支援や葛港市場のリノベーションに 取り組んでおり、交流人口や、中心市街地への来街者が更に増加することを目指しています。

今後は、中長期的な視点に立って中心市街地の在り方を検討する必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 中心市街地活性化基本計画に掲げた事業を実施することにより、便利ですごしやすく人が集う まち、人々が活発に交流しあうまちづくりを図ります。
- イ 中長期的な中心市街地の在り方を具体的に示すためのグランドデザインを策定します。

【主な取組】

- ア 中心市街地活性化基本計画に基づく取組
 - (ア) 大手前周辺地域の取組
 - a 大手前まちづくり交流館(仮称)の整備
 - b 大手前広場(仮称)の整備
 - c 周辺の道路、駐車場、駐輪場の整備



大手前まちづくり交流館(仮称)イメージ図

- d 城下町観光交流館や歴史資料館、大手前情報発信館等の既存施設と大手前まちづくり 交流館(仮称)との連携により、大手前周辺地域の総合的な「人の流れ」をつくる事業の実施
- e 大手前広場(仮称)等大手前まちづくり交流館(仮称) 周辺の広場を活用した人が集うイベント等の実施
- (イ) 駅前・港地域の取組
 - a 葛港市場のリノベーション
 - b 葛港市場を中心とした人が集うイベントなど観光客 の増加促進に向けた取組への支援



大手前新バスルート完成セレモニー

イ グランドデザインの策定

中心市街地活性化協議会等と連携したグランドデザインの策定

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
歩行者通行量 (中心市街地)	2,593人/日	3,018人/日
まちづくり交流人口	300,842人/年	342,960人/年

3 健康で安心して暮らせる共生社会の創生

[保健医療福祉]

1 地域医療と健康増進の充実

【現状と課題】

医師を始めとした医療従事者の不足や偏在、さらに診療科の偏在などから本市での医療の完結が厳しい状況になってきています。現在、高度急性期・急性期の患者の市外への流出が増加傾向にあり、今後も医療需要の増加が見込まれる中で、救急医療体制の確保やへき地における医療体制の維持、福祉機能との連携など地域の現状や高齢化の進展を含む医療ニーズを踏まえた上で、地域の特性に応じた医療提供体制の整備が課題です。

また、低迷する健康診査の受診率を向上させるための啓発と受診しやすい環境づくりの取組が必要です。健康づくりは、個人の意識を高め、一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことが重要で、専門職による保健指導、正しい知識の普及・啓発等により健康寿命*の延伸に努める必要があります。こころの健康については、本市の自殺による死亡率は、全国平均と比べて高く、その対策が課題となっています。

【これからの基本方針】

- ア 医療需要に対応した地域医療体制の整備を推進します。
- イ へき地診療機能の維持や医療と介護の連携により、市民が安心できる医療体制の整備を推進します。
- ウ 健康づくりのため、各種健診体制の整備と地区組織の育成をしつつ、専門職による市民への知識の普及・啓発及び保健指導を行います。
- 工 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに自殺予防のためのこころの健康づくりを推進します。

- ア 医療従事者の確保・養成
 - (ア) 県、市医師会等の医療関係機関との連携
 - (イ) 佐伯准看護学院の移転及び人材養成支援
 - (ウ) 佐伯地域保健委員会の機能強化
- イ へき地医療の維持
 - (ア) へき地診療機能の維持
 - (イ) 住み慣れた地域で外来や在宅の医療が福祉サービスとともに安定的に受けられる地域包括ケアシステムの推進
 - (ウ) ICT*技術を活用した遠隔医療サービスの提供等の検討
- ウ 健康づくりの推進
 - (ア) 健康診査及び各種がん検診(肺・胃・大腸・子宮頸・乳がん)の体制整備
 - (イ) 生活習慣病(循環器疾患や糖尿病等)の発症・重症化を予防するための専門職による保

健指導

- (ウ) 健康相談、健康教育、家庭訪問等を通じた集団・個別の保健指導及び栄養指導
- (工) 一人一人が主体的に健康づくりに取り組むための正しい知識の普及・啓発
- (オ) 地区組織等への支援や医療機関等と連携した取組
- エ こころの健康づくりの推進
 - (ア) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービス を受けられる取組の推進
 - (イ) 自殺予防のためのゲートキーパー等の人材育成・相談・普及啓発

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
健康寿命*の延伸	男 78.52歳 女 84.45歳	男 80歳以上 女 86歳以上
メタボリックシンドロームの該当者 及び予備軍の割合(40~59歳)	男 41.0% 女 10.5%	男 30% 女 7.5%
5がん(肺・胃・大腸・子宮頸・乳) 検診平均受診率(40~69歳)	12.63%	18%以上
特定健康診査受診率	42.3%	57%
削除	削除	削除
自殺死亡率(標準化死亡比*)	男 126.9 女 103.0 (注1)	男 100以下 女 100以下

(注1) 基準値は、大分県福祉保健企画課「健康指標計算システム」(平成23~27年平均)で算出



運動普及推進活動



食生活改善推進協議会の活動

2 地域で支える福祉活動の推進

【現状と課題】

第1次総合計画の期間では、「佐伯市地域福祉計画」と「佐伯市障がい者福祉計画」を策定し、「老人福祉計画及び介護保険事業計画」の見直しを行いました。それぞれの策定は、幅広い福祉分野事業の一元管理、障がい者の生活支援と社会参加、高齢者の生きがい支援に一定の役割を果たしました。一方、全般的に自助、互助、共助、公助の概念に基づく市民、地域社会、行政の役割分担が明確にされず、取組の進まない分野もありました。

障がい福祉の面では、「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいのある人が自らの意思選択により自立する生活の創造、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会の構築、さらに「共生社会の実現」を目標として、施策を推進してきました。障がいのある人の高齢化の進展や福祉サービスの対象者に難病患者等が加わるなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等は大きく変化しており、その対応が大きな課題となっています。

また、本市の高齢化率は37%を超えており、国より早いスピードで高齢化が進んでいます。10年後には、1人の若い世代が1人の高齢者を支える「肩車社会」となり、若い世代だけでは支えることができなくなります。また、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増え、家族の介護力の低下が起こるとともに、複合的な課題を抱えた世帯も増えています。一方、介護サービス等を提供する事業所では、担い手不足が大きな課題になっています。このような現状から、元気高齢者を増やし、高齢者や障がい者になっても住民が主体的に支え合う地域づくりを行い、地域活力の創出の担い手を維持することが重要であると考えます。また、高齢者や障がい者等生活上の困難を抱える人への包括的支援体制の整備が必要です。

【これからの基本方針】

- ア 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の 多様な主体が、「我が事*」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと*」 つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社 会」の実現に向け取組を推進します。
- イ 障がいのある人が社会活動に参加し自立した生活ができるまちを目指します。
- ウ 住まい、医療、介護、予防及び生活支援を一体的に提供し、高齢者の生活を地域社会で切れ目 なく支援する地域包括ケアシステムを深化・推進します。

- ア 地域共生社会実現の取組
 - (ア) 公的支援の「縦割り」から「丸ごと*」への転換
 - (イ) 「我が事*」、「丸ごと*」の地域づくりを育む仕組みへの転換
- イ 障がいのある人の自立と社会参加の取組
 - (ア) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - (イ) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実
 - (ウ) 入所・入院等からの地域生活移行・地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の 整備
 - (エ) 障がい者のスポーツ・文化活動の充実

料

- (オ) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ウ 地域包括ケアシステムを深化・推進する取組
 - (ア) 高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進
 - (イ) 高齢者の見守りや生活支援サービス、居住環境整備の充実
 - (ウ) 生活機能を維持・向上する自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - (工) 在宅医療・介護を一体的に提供するための医療・介護連携の推進
 - (オ) 認知症に対する啓発や認知症の人やその家族を支える体制の整備
 - (力) 地域の助け合いを促進する生活支援体制の整備
 - (キ) 民間活力を用いた地域包括支援センターの機能強化
 - (ク) 介護保険事業の推進と介護給付の適正化

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
就労継続支援(B型)の利用人数	258人/月 (注1)	280人/月
共同生活援助 (グループホーム) の利 用人数	114人/月 (建1)	124人/月
さいきの茶の間設置数 (総数)	44か所 ^(注2)	62か所
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) の施設数及び入所者数 (総数)	14施設216人	17施設270人

- (注1) 基準値は、2017年3月分の利用人数の実績
- (注2) 2017年11月末現在の開設数



認知症サポーター養成講座



さいきの茶の間での健康プログラムの様子

図 子どもたちが健やかに育つまちづくり

【現状と課題】

市町村合併後、旧郡部から旧佐伯市内に人口が流入する傾向にあり、保育所では、旧佐伯市内を中心に待機児童が発生し、旧郡部では、園児が少なくなっています。また、本市全体の児童数は減少しているものの、保育所や児童クラブの申込は増加しています。その原因と予想される女性の就業率の増加も、今後ますます加速していくものと予想されます。幼稚園においても、旧郡部の園児数の減少や、教育時間終了後の預かり保育を望む傾向は進んでいます。

待機児童は全国的な問題となっており、保育士の不足がその原因の一つとして考えられますが、本市においても待機児童を解消するため、保育士の確保に向けて全力で取り組む必要があります。

また、家庭や地域においても子育て機能の低下や子育で中の親の孤独感や不安感の増大といった問題も生じており、地域の子育で家庭への支援が必要となってきています。

【これからの基本方針】

- ア 幼稚園・保育所(こども園)や放課後児童クラブを整備し、子育て世代の負担軽減を図ります。
- イ 私立保育所と連携した休日保育の実施について検討します。
- ウ 地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などにより、子どもの育ちをサポートするととも に、子育て中の親を支援します。
- エ 母子保健事業の充実を図り、妊娠期から子育て期まで切れ月のない支援を行います。
- オ 婚活に対する市民の意識を高め、出会いを支援する事業の充実を図ります。

- ア 子育て世代の負担軽減の取組
 - (ア) 待機児童の解消を目的とした保育所の施設整備や保育士の確保
 - (イ) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの整備促進
 - (ウ) 地域の実情に応じて幼稚園のこども園化や預かり保育を実施
- イ 休日保育実施の検討
 - (ア) 待機児童解消による保育士数の確保
 - (イ) 私立保育所と連携した休日保育の検討
- ウ 子育て支援の取組
 - (ア) 拠点事業による相互交流や相談場所の提供
 - (イ) 一時預かり事業の実施
 - (ウ) 大手前まちづくり交流館(仮称)における事業の実施
- エ 母子保健事業の充実
 - (ア) 母子健康手帳の交付
 - (イ) 各種乳幼児健診・健康教育の実施
 - (ウ) 所内相談・家庭訪問の実施
- オ 男女の出会いや交流の促進に向けた取組
 - (ア) 民間の団体や事業所等が実施する婚活活動に対する支援
 - (イ) 婚活に関する研修会や講演会等の開催

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
保育所 (こども園) の待機児童数 (総数)	38人	0人
保育所以外での一時預かり事業実施施 設数 (総数)	0 か所	1 か所
休日保育の実施施設数(総数)	0か所	1 か所
3歳児の1人平均むし歯数*	0.91本 (平成28年度)	0.5本



保育園の様子



保育園の様子



児童クラブでの活動



地域子育て支援拠点事業の様子

4 人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生

[教育文化]

■ 学校教育の充実

【現状と課題】

国際化、情報化が進み、変化が激しく、予測が難しいこれからの社会を生きる子どもたちには、知・徳・体にわたる「生きる力」を育み、他者と協働し、グローバルな視点を持ち、未来を切り拓く力が求められています。そのためには、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力・人間性等」の演奏を、それぞれ図ることが必要となっています。

本市では、子どもたちの確かな学力を育成するため、各種学力調査結果の分析に基づく「わかる授業づくり」に取り組んでおり、全国や県の調査における各教科の正答率は、ほぼ全国、県平均に並んでいます。

次に、本市の子どもたちの体力運動能力については、各校の体力づくりのための「一校一実践」の 取組等により、総合的には全国や県の平均を上回っています。しかし、運動する子とそうでない子の 二極化が課題となっており、日常的に運動量を確保していく取組が必要となっています。

また、いじめ・不登校への関係機関と連携した対応や、地域課題である防災教育の充実など、佐伯の次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むために、学校の教育活動全体を通じて組織的な教育や支援に取り組んでいます。

学校施設の面では、安全・安心な学校施設を維持していくため、老朽化した学校施設の大規模改修 事業のほか、消防設備等の安全設備の改修を行っていく必要があります。

組織体制としては、民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を適切に運営し、 教育委員会と市長部局との連携の強化を図る必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 地域との連携をより深める学校づくりを推進し、地域とともにある学校づくりに取り組みます。
- イ 障がいのある幼児・児童・生徒を支援するための関係機関との連携強化及び支援活動の充実を 図ります。
- ウ 児童・生徒がよりわかる喜びを感じる授業の実践に取り組みます。
- エ 児童・生徒にグローバルな視点を育てる外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。
- オ 学校の課題に応じて、「体力向上プラン」を作成し、「一校一実践」を柱にした児童・生徒の体 力向上に取り組みます。
- カ いじめ・不登校の問題に対する早期発見・早期対応・早期解決を支援します。
- キ 南海トラフ巨大地震による津波等の災害を想定し、実践的な避難訓練や学校防災計画の見直し を随時行い、自ら考え行動し命を守る防災教育に取り組みます。
- ク安全・安心な学校施設の整備を推進します。
- ケ 教育委員会と市長部局との連携強化を図るため、総合教育会議の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ア 地域と連携した学校づくりの取組
 - (ア) 地域の魅力をいかした「特色ある学校づくりサポート事業」及び「ふるさと創生事業」の実施
 - (イ) 小中一貫、小中連携教育の充実
 - (ウ) コミュニティ・スクールの設置・拡大
- イ 障がいのある幼児・児童・生徒を支援する取組
 - (ア) 「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」による関係機関との連携強化
 - (イ) 教育相談体制、個別支援活動の充実
- ウ 児童・生徒がよりわかる授業の取組
 - (ア) 「佐伯市学力定着状況調査」等による児童・生徒の学習定着状況の把握
 - (イ) 児童・生徒の「学びに向かう力」の育成と「わかる授業」の実践
 - (ウ) 教職員の資質向上を図り、児童・生徒が主体的に学び、わかる喜びを感じる授業づくりの実践
- エ 外国語教育や国際理解教育の充実を図る取組
 - (ア) コミュニケーション能力の育成を図る授業の実践
 - (イ) ALTの増員と積極的活用による児童・生徒が外国語に触れる機会の拡充
 - (ウ) APU立命館アジア太平洋大学の国際学生や、オーストラリア姉妹都市との交流や海外留学の助成による国際理解教育の充実
- オ 児童・生徒の体力向上の取組
 - (ア) 学校の課題に応じた「体力向上プラン」の作成
 - (イ) 「体力運動能力調査」の分析に基づく「一校一実践」の実施
 - (ウ) 運動部活動の環境整備の推進
 - (工) 学校給食を通じた食育やフッ化物洗口によるむし歯予防対策の推進
- カ いじめ・不登校の早期解決に向けた取組
 - (ア) 教育相談支援体制の充実
 - (イ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用
 - (ウ) 児童相談所・警察・弁護士等との連携強化
- キ 防災教育の推進
 - (ア) 防災教育モデル実践校を指定し、防災教育の取組について研究実践の推進
 - (イ) 被災地に児童・生徒を派遣し、現地での体験学習をいかした学びの取組
- ク 学校施設整備
 - (ア) 老朽化施設(校舎・消防設備等安全設備)の改修事業
 - (イ) トイレの改修(洋式化)
- ケ総合教育会議の取組

会議の開催及び審議内容の充実

【月標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
全国学力・学習状況調査の正答率における全国 値との比較 (小6・中3)	小 -2.8 中 +0.7	小 +5.0 中 +2.5
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における 全国・県平均以上の項目の割合	40.3%	65%
12歳児のむし歯保有率	1.14本(平成28年度)	1.1本
幼稚園、小・中学校のトイレの洋式化率	54%(平成28年度)	73%

2 生涯学習の充実

【現状と課題】

本市が設置している公民館は41館(内分館16館)あります。市民にとって生活文化を向上させ、 最も身近な公民館は、あらゆる世代が安心して活用できるよう、公共施設等総合管理計画に基づきな がら、耐震化やバリアフリー化等の施設整備を進めていくことが求められています。

また、人口減少、高齢化、少子化が進行する中、地域の公民館活動は住民の教養の向上、健康の増進、豊かな情操を図る最も重要な活動です。さらに、近年の情報化社会により、市民の学習ニーズも多種多様化しているため、新しい生涯学習講座の開設も検討し、学習機会の提供に努めていかなければなりません。あわせて、自らが学ぶ意欲を持ち、自分たちの成果を地域に還元する「知の循環型社会」への転換も求められています。

生涯スポーツの面では、これまでスポーツ意識の高揚を目指し、様々なスポーツイベントを開催してきました。今後も、機会があればスポーツや運動を始めたい、取り組みたいと思っている方々のニーズに対応した教室やイベントを開催するなど、市民一人一人のライフスタイルやライフステージに応じた多様なスポーツ種目の振興を図り、誰もが気軽に少人数でもスポーツに参加できるような環境づくりを行う必要があります。

また、子どもがスポーツに参加する機会の充実を図るため、幼児期及び学童期に遊びや多様な動きの経験を通した運動の楽しさを実感することにより、運動の習慣化・日常化を図っていくことが必要です。

【これからの基本方針】

- アー使いやすい公民館等の環境整備に取り組み、学ぶ意欲を支える施設運営や管理を行います。
- イ 情報化社会に対応し、力強く生きるための学習機会の提供を行うとともに、地域の人材育成を 図ります。
- ウ 生涯学習講座等を通して市民が自主的、自発的に学ぶサークルの育成や、学びの成果を発表す る場づくりを行います。
- エ 幼児・子どもの運動能力向上や運動の習慣化を図り、スポーツ少年団等の活動を支援します。
- オースポーツを気軽にできる環境づくりと体育施設の利用促進に取り組みます。
- カ 誘致した大学やプロスポーツ選手と、地域の子どもたちとの交流を促進します。

- ア 公民館等の整備
 - (ア) 老朽化した施設の改修、耐震化、機能の充実
 - (イ) 集会所や分館の地区への譲渡の検討・協議
 - (ウ) 公民館図書室の環境整備による行きたくなる公民館づくりの推進
- イ 地域人材育成の取組
 - (ア) 生涯学習講座の開設
 - (イ) 新しい指導者の人材発掘・育成の実施
- ウ 生涯学習講座等を通じた取組
 - (ア) 公民館を拠点とした自主講座の実施
 - (イ) サークルの育成

- (ウ) 学びの成果を発表する場づくり
- エ スポーツ少年団等の活動支援の取組
 - (ア) スポーツ少年団加入前の幼児や子どもを対象にしたコーディネーショントレーニング* や多種目のスポーツを経験できる運動教室の開催
 - (イ) スポーツ少年団の各種交流大会やトップアスリートによるスポーツ教室の開催
 - (ウ) 子どもの発達段階に応じた適切な指導を行える指導者の育成・充実
- オ スポーツに取り組む環境整備の取組
 - (ア) スポーツ推進委員、各地区・各支部体育協会、各種競技団体等との連携強化
 - (イ) 軽スポーツ指導者の育成
 - (ウ) 体育施設の利用促進
 - (工) 体育施設の維持管理及び設備整備
- カ スポーツ交流の推進 スポーツツーリズムの推進

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
公民館の耐震化率(改修)	38%	65%
体育施設利用者総数	650千人/年 (平成28年度)	673千人/年
スポーツ少年団の加入率	42.8% (平成28年度)	43%



佐伯市スポーツ少年大会



家庭教育・親子プログラム

3 社会教育の充実

【現状と課題】

次代を担う青少年が今後の変化の激しい社会において、将来の夢や希望を抱き、主体的に生活する力をつけるために、地域の大人が積極的に青少年教育へ参画することが求められています。また、子どもの読書離れ、活字離れが進む中、子どもと本をつなぐ架け橋となる人材育成や、本に親しむ機会の拡充が必要です。

【これからの基本方針】

- ア 「地域協育」・「地域協働」の推進を図るため、家庭教育講座、「協育」ネットワークの充実を図ります。
- イ 生活体験や自然体験、表現教育などの体験活動の機会を提供し、豊かな心を育みます。また、 子ども司書の育成に努め読書活動を推進します。

【主な取組】

- ア 「地域協育」・「地域協働」の推進
 - (ア) 学校・家庭・地域が連携した継続的な育成活動の推進
 - (イ) 家庭教育講師団の育成・拡充及び佐伯市オリジナルプログラムでの講座開設の促進
- イ 体験活動の提供
 - (ア) 自然体験活動や表現教育の実施
 - (イ) 子ども司書の育成

【月標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
家庭教育講座の実施回数	12回/年	24回/年
子ども司書の認定者数(総数)	28人	48人



表現教育事業(こどもミュージカル)

4 市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承

【現状と課題】

文化芸術は、人々の感性を育み、生活に潤いを与え、創造的で活力ある地域社会を形成するために必要不可欠なものであることから、多彩な文化芸術に触れる機会の拡充と文化芸術活動に取り組むための環境整備が求められています。

また、平成30年に開催する国民文化祭等を活用し、広く市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・ 継承と活用を進めていく必要があります。

地域で受け継がれてきた多くの文化財・伝統文化は、古くから人々の暮らしに根付き、地域を守り、 心をつないできたものです。地域のアイデンティティーともいえる文化財・伝統文化を活用しながら 次の世代へ保存・継承していくことが求められています。

【これからの基本方針】

- ア 市民が多様な文化芸術に出会い、親しむ環境を整え、豊かな心を育てるとともに、文化芸術活動に取り組むための拠点施設の充実と整備を進めます。
- イ 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を契機とした文化芸術の振興を図ります。
- ウ 地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化を守り、今にいかすため、現状を把握し、市民の理解を深め、学校教育と連携した後継者育成に取り組むとともに、歴史文化施設の活用を進めます。

【主な取組】

- ア 大手前まちづくり交流館(仮称)を核とした文化芸術の振興
 - (ア) 良質な文化芸術に触れる機会の提供と文化芸術活動への支援
 - (イ) 子どもが文化芸術に出会う環境の整備と感受性豊かな人間性の育成
- イ 国民文化祭等を契機とした文化芸術の振興
 - (ア) 今を生きる佐伯の人々に、豊かな文化・芸術に触れてもらう機会の提供
 - (イ) 国民文化祭を契機として、市民文化を未来の佐伯を支える世代へ引き継ぐ
- ウ 文化財・伝統文化の保存継承の取組
 - (ア) 保存継承活動への支援と新たな文化財の掘り起こし
 - (イ) 文化財・伝統文化を学び、体験する機会の提供と地域資源としての活用
 - (ウ) 歴史資料館、平和祈念館、国木田独歩館等で、多くの人が訪れ、学び心を豊かにする事業の実施
 - (工) 歴史資料館の機能充実・強化と郷土資料の調査・研究による歴史文化施設の利用促進

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
歴史資料館、平和祈念館、国木田独歩館、蒲江海の資料 館の年間来場者数	17,376人/年 (平成28年度)	24,000人/年
佐伯市歴史資料館サポーター*の認定者数(総数)	15人	40人

5 地域資源をいかした産業と観光の創生

[産業振興]

■農業の振興

《水田農業の振興》

【現状と課題】

水田面積は、1,430haで耕地面積の72.2%に当たります。水稲の作付については、農業従事者の高齢化・担い手の減少による耕作放棄地の増大、米の価格低迷等により主食用米の作付が減少しています。こうした中、水田の高度利用を図るため、米以外の土地利用型産物としての麦・大豆の作付が、農業法人や大規模経営体を中心に拡大されています。加えて、主食用米の生産機械が利用できることなどから、新たな転作作物として新規需要米(飼料用米・WCS*用稲等)の作付推進が図られており、生産が拡大しています。平成29年度で国による米の生産調整が終了することから、売れる米づくりに力を入れるとともに、麦、大豆、新規需要米等の転作作物の生産拡大が課題となっています。

高齢化・担い手不足対策として、農業法人、認定農業者などの担い手への農地の集積や、畦畔除去による区画拡大、機械整備などによる生産コスト削減が課題となっています。特に中山間地域の水田農業を担う集落営農組織の育成が遅れており、中山間地域を始め担い手が不在となる集落が年々増加することが予想されます。今後は、個人の担い手や集落営農組織では高齢化、水路維持、鳥獣害対策など対応できない状況も発生してくることから、最終的な農地管理の受委託を行う公益財団法人さいき農林公社や有限会社きらりの組織強化とともに担い手や地域の情報共有や連携を図る体制づくりが重要です。

【これからの基本方針】

- ア 水田農業の中心的担い手として集落営農組織の育成とネットワーク化を推進します。
- イ 米の品質と生産意欲の向上により、佐伯米の消費拡大を目指します。
- ウ麦・大豆・新規需要米等の転作作物の生産拡大に取り組みます。
- エ 農業農村整備事業を継続して実施し、農業・農村のインフラ整備を行うことで、農業経営の効率化を図ります。

- ア 集落営農組織育成の取組
 - (ア) 集落のリーダー発掘、育成及び集落での話し合い
 - (イ) 担い手や集落営農組織間の連携強化による集落支援
 - (ウ) 農地中間管理機構を活用した農地集積の実施
 - (エ) 担い手不足や集落営農が困難な地域において、最終的に農作業の受委託を行う公益財団 法人さいき農林公社、有限会社きらりの組織強化
- イ 佐伯米消費拡大の取組
 - (ア) 売れる米づくりの推進(食味分析計などを活用した見える評価と実食評価)
 - (イ) インターネットの活用等による減農薬・減化学肥料で生産された米の消費拡大

地域活性化

ウ 転作作物の生産拡大の取組

- (ア) 主食用米以外の米として飼料用米、 WCS*用稲などの新規需要米の生産 拡大
- (イ) 米以外で水田を利用する作物として 麦・大豆の生産拡大
- エ 農業経営効率化の取組
 - (ア) 農道、用排水路、圃場の整備
 - (イ) 有害鳥獣侵入防止柵の設置



中山間地域の田植えの様子

【目標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
農地中間管理機構集積面積(総数)	151ha	300ha
集落営農組織の法人数(総数)	8法人	16法人
食味ランクA以上の獲得地域数	0	2地域
有害鳥獣侵入防止柵の設置	4,556m/年	7,500m/年

《園芸作物の振興》

【現状と課題】

本市は、野菜、花きなど、園芸作物の栽培に適した気候条件を有していることから、県や農協と一体となり、企業的経営農家を育成し、もうかる農業の柱として園芸作物の振興に力を入れています。

野菜は、戦略品目である、いちご、にら、アスパラガスなど、本市を代表する品目については、企業的経営農家の育成と産地拡大に努めています。直売野菜については、小規模生産者を対象に栽培講習会を開催し、栽培技術の向上を図っています。

花きについては、キク、スイートピー及びホオズキを中心に、規模拡大や低コスト化に努めています。また、高齢化により生産者は減少傾向にあることから、ファーマーズスクール事業の実施により 就農者の確保にも努めています。

果樹については、ハウスミカンやカボスの作付拡大のほか、特に不知火(デコ330=完熟デコポン)の推進のため被覆資材の導入を行い、農家の負担軽減と安定した農業経営が図れるよう努めています。また、園芸振興の課題としては、新規就農者の育成、雇用労働力の確保、規模拡大があげられます。

また、園芸振興の課題としては、新規就農者の育成、雇用労働力の確保、規模拡大かあけられます。 市においては、これまで個々の農家ごとに作業員を確保して行っていた出荷調整作業を関係機関や生産者と協議した上で、1か所に集めた共同選果場*の設置を進めていきます。あわせて、関係機関や生産者と連携を深め、人材を派遣できる機関の創設など、将来を見据えた雇用労働力の確保に取り組んでいきます。

さらには、直売野菜を中心に、消費者の二一ズに合った有機栽培についても取り組んでいきます。

【これからの基本方針】

- ア 規模拡大・低コスト化を推進するため個別選果から共同選果への移行を進めます。
- イ 雇用労働力を確保するため、人材を派遣できる機関の創設に取り組みます。
- ウ 新規就農・企業参入・既存生産者の規模拡大を視野に入れた大規模な産地形成に取り組みます。

エ 「食」のまちづくりの一環として、生産者等 と連携した有機栽培の促進に取り組みます。

【主な取組】

- ア 規模拡大・低コスト化の取組
 - (ア) ハウス等の規模拡大や低コスト化へ の支援
 - (イ) 共同選果場*の設置への支援
 - (ウ) 新植及び改植時における特産果樹等 の苗木購入支援
 - (工) 認定農業者組織への研修活動費等の いちごハウス栽培 支援
 - (オ) AI (人工知能) などのICT*の活用
- イ 雇用労働力確保の取組
 - 人材派遣ができる機関の創設
- ウ 大規模施設園芸団地形成の取組
 - (ア) 水田の畑地化を進めることで参入企業等への農地を斡旋
 - (イ) 新規就農者や参入した企業への支援(農用地借り上げ料・農業用水)
 - (ウ) 佐伯市ファーマーズスクール事業の充実及び研修生の資質向上の取組
- エ 無農薬や堆肥を使用した栽培の取組 生産者への普及啓発

【月標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
園芸作物の栽培面積	100.6ha/年【平成29年度】	131.7ha/年
共同選果場*(総数)	2か所	3か所
認定農業者数	134人/年	153人/年
新規就農者数	8人 (8組) /年	12人(6組)/年
企業参入者数(総数)	12社	18社

《畜産の振興》

【現状と課題】

畜産は、子牛繁殖が主流であり、30戸の農家で繁殖用母牛401頭(平成29年2月1日現在)が飼 養されています。農家の高齢化により飼養頭数が減少しており、産地としての規模縮小が懸念されて います。このため、繁殖雌牛の若返りと血統の更新を促すため、遺伝的能力・血統的に優れる繁殖用 雌牛の増頭や、雌牛の更新、規模拡大や省力化のための施設整備等に支援しています。

【これからの基本方針】

- ア 1戸当たりの飼養頭数を増加することで、肉用牛の産地としての頭数維持を図ります。
- イ 子牛の市場評価向上を目指します。



【主な取組】

ア頭数維持の取組

飼養規模拡大や規模拡大に必要な施設整備、機械導入への支援

イ 市場評価向上の取組

遺伝的能力・血統的に優れる繁殖用雌牛の導入促進と県、農協、家畜保健所等と連携した飼養 管理の改善

【目標指標】

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
繁殖用母牛飼養頭数(総数)	401頭	380頭
出荷日齢体重* (去勢)	1.03kg/頭	1.07kg/頭
出荷日齡体重*(雌)	0.95kg/頭	0.97kg/頭

《耕作放棄地対策》

【現状と課題】

耕作放棄地対策については、高齢化等による経営規模の縮小、離農、後継者不足により耕作する人が減少していることで条件の悪い農地が放棄され増加傾向にあります。本市の農地全体に占める耕作放棄地の割合は、38.2%となっています。これまで、集落が中心となった農村環境整備による農地保全策を進めてきました。今後は耕作放棄地の実情に応じ、具体的な耕作放棄地解消に向けた取組が課題です。

【これからの基本方針】

- ア 農用地を地域の団体が共同で維持・管理することに対して支援する制度を推進し、農用地の荒廃を抑制します。
- イ 農業委員会と連携し、耕作放棄地の中での復旧可能農地とそうでない農地の仕分けを行い、農 振農用地*の見直しを行います。

【主な取組】

ア農用地の荒廃抑制の取組

集落や組織等が農用地や水路、農道などの維持・管理を共同で行う場合に面積に応じて一定額を交付する多面的機能支払交付金事業*や中山間地域等直接支払交付金事業*の推進

イ 農振農用地*見直しの取組

復旧可能農地を活用した人・農地プランの見直しと営農支援

【月標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
多面的支払交付金取組面積(総数)	683.8ha	750.0ha
中山間支払交付金取組面積(総数)	81.6ha	81.6ha

2 林業の振興

【現状と課題】

森林面積は、78,577haにも及び、森林率は87%となっています。そのうち、民有林の人工林率は、スギが8割以上も占めており、その7割以上が標準伐期を超える状況となっています。そのため皆伐量が増加しており、伐採後の再造林による更新が活発に行われていますが、シカによる植栽木の食害が後を絶たず、シカネットの設置に要する経費によって造林コストが高くなっている一方で、疎植による低コスト造林など新たな造林技術が導入されてきています。

担い手不足も深刻化してきており、林業従事者の育成や林業技術の向上に取り組んでいく必要があります。特に植林や下刈を行う造林分野の従事者が不足しています。

椎茸生産については、農林水産大臣賞の受賞者を輩出するなど、生産技術の優れた生産者がいる一方、林業従事者と同様に担い手不足が深刻化してきています。担い手を確保・育成し、椎茸生産量を維持していくためには、良質な椎茸づくりの技術継承に取り組む必要があります。

なお、佐伯広域森林組合「宇目工場」は、森林組合の製材工場としては、全国有数の規模を誇っており、今後も佐伯広域森林組合を中心とした循環型林業を確立し、林業・木材産業の振興を図るとともに、佐伯木材協同組合や関係団体等とも連携を行い、将来的に安定した林業地域を目指します。

【これからの基本方針】

- ア 林業従事者の育成と林業技術の向上に努めます。
- イ 担い手を確保・育成し、椎茸生産額を維持するため、椎茸生産施設等の整備を推進します。
- ウ 基幹道路となる林道や作業道、作業路の整備を行うことによって、木材や椎茸等の生産コスト の削減を図り、林業経営の効率化を促進します。
- エ 農林業被害減少のため有害鳥獣捕獲に取り組みます。
- オ 佐伯市産材の利用促進を図ります。

- ア 人材育成の取組
 - (ア) 県の林業研修制度の利用促進
 - (イ) 林業研究グループ等への支援
 - (ウ) 造林分野における林業従事者の育成・確保に向けた支援策の充実
- イ 椎茸生産施設等の整備の取組
 - 椎茸生産施設等の整備に対する支援
- ウ 林業経営効率化の取組
 - (ア) 林道開設事業の実施
 - (イ) 作業道・作業路の整備に対する支援
- 工有害鳥獣捕獲の取組
 - 有害鳥獣捕獲に対する支援
- オー市産材利用促進の取組
 - 木造住宅及び公共施設整備における市産材利用の促進

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
林業新規就業者数	11人/年【平成29年度】	15人/年
椎茸種駒植菌数	8,170千駒/年	9,130千駒/年
低コスト簡易作業路	1,250m/年	3,000m/年
木造住宅及び公共施設整備における市産材の利用棟数	105棟/年	110棟/年
木材生産量*	254,050㎡/年	270,000㎡/年
森林環境譲与税を活用した作業道の開設	_	5,500m/年



伐採作業の様子



8 水産業の振興

【現状と課題】

本市は大分県で最も水産業が盛んなまちで、県下の7割近い生産量を占めています。リアス海岸の複雑な地形と森や川からの豊富な栄養塩に恵まれた漁場では、多彩な天然魚介類が漁獲されており、水揚げされる魚種は350種以上といわれています。漁法も多岐にわたり、巻き網、定置網、底曳網、船曳網、はえ縄、潜水漁業など、地域ごとに特色ある漁業が営まれています。また、近年では、波浪の少ない静穏な地理的条件をいかして、ブリ、ヒラメ、マグロなどの養殖業が盛んに行われており、その生産量は年々増加し、全国2位となっています。

海面漁業は、かつての隆盛期と比べると漁獲量が減少傾向にあります。

養殖漁業に関しては、生産量が増加する傾向にあります。これは、ワクチンを始めとした魚病対策や配合飼料の進歩、赤潮対策の高度化によるへい死の減少などが要因とされています。しかし、養殖業も近年の魚価の低迷、飼料の高騰などにより厳しい経営を強いられています。

これら漁獲量の減少及び魚価の低迷の改善傾向はなく、漁業関係者の経営は依然厳しい状況が続いており、後継者不足が課題となっています。引き続き、漁業協同組合、大分県等関係機関と連携した様々な水産振興の取組や支援が必要です。

また、ブリやマグロなどの養殖魚に付加価値を付けるために、市内における水産加工業の振興を 図る必要があります。なお、水産加工業においては、外国人技能実習生の受入れを積極的に行ってお り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」にも大きく寄与しているところです。

市内に2つある公設卸売市場については、施設の老朽化が進んでいることから、環境面を重視した 施設の改善が必要になってきています。

【これからの基本方針】

- ア 水産資源の回復・増大を図るため、種苗放流や、藻場保全活動等を行います。
- イ 養殖魚のブランド化、流通改善、養殖施設の整備、赤潮対策等を推進することにより、生産額 を増加させ、特にブリ及びヒラメの生産量は日本一を目指します。
- ウ 新規青年就業者の定着促進を図ります。
- エ 漁協が実施する共同利用施設整備に要する費用の一部を支援します。
- オ 漁業収益を向上させるため、拠点漁港を主体とした漁港整備を行います。
- カ 水産加工業の振興を図ります。
- キ 公設卸売市場の環境整備を行い、市場の機能を充実させ、漁業関係者の経営改善に努めます。

【主な取組】

- ア 海面・内水面漁業の推進
 - (ア) 漁協が実施するマダイ、イサキ、クルマエビ、アユ、ウナギ等の種苗放流への支援
 - (イ) 母藻の設置、食害生物の除去、ウニフェンス設置、岩盤清掃等の保全活動に対する支援
 - (ウ) 新たな着定基質(藻場)や増殖場を整備
 - (エ) 漁協が実施する外来魚であるブラックバス、ブルーギル駆除、カワウ等の食害防止対策への支援

イ 魚類養殖推進の取組

(ア) 養殖経営の安定化に向けた養殖施設整備への支援、赤潮監視体制の強化及び水質の富栄

養化の抑制に役立つ二枚貝養殖の普及促進

- (イ) 養殖魚の高付加価値化を図るため、ブランド化や輸出の促進
- (ウ) マグロ養殖の拠点漁港の整備
- ウ 漁業後継者育成の取組
 - (ア) 子どもや学生等を対象にした捌き方教室による魚食普及、イベント等への出店によるPRへの支援
 - (イ) 漁場・海上清掃、先進地視察研修等への支援
 - (ウ) 漁船漁業における給付金の支給など新規就業者への支援
- エ 漁協の共同利用施設整備に対する取組
 - (ア) 製氷・貯氷施設の整備に対する支援
 - (イ) 漁船保全修理施設、燃油補給施設の整備に対する支援
 - (ウ) 養殖場改修に対する支援
- オ 管理漁港の機能保全・強化及び漁港施設の新設
 - (ア) 施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化及び縮減
 - (イ) 漁港における防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等の漁港施設の機能強化
 - (ウ) 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備
- カ 水産加工業振興の取組
 - (ア) 養殖業者の加工施設整備に対する支援
 - (イ) 外国人技能実習生の受入れに対する支援
- キ 公設卸売市場の環境整備の取組
 - (ア) 葛港周辺をウォーターフロントエリアとして、消費者向けの観光と連動したにぎわいの場を創出
 - (イ) 鶴見市場の産地漁港としての機能の充実
 - (ウ) 葛港、鶴見2つの公設卸売市場の今後の在り方の検討

目標内容	基準値 平成27年度(2015年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
水産業生産額	240億円/年	260億円/年
ブリ養殖生産額	95.5億円/年	105億円/年
ヒラメ養殖生産額	12.6億円/年	15億円/年



定置網の水揚げ



捌き方教室

4 ブランド化・流通の促進

【現状と課題】

これまで、佐伯管内の"食品"を生産・製造する事業者を支援するとともに、佐伯産品のブランド 化及び流通促進に努めてきました。

事業者の地道な取組により、佐伯ごまだし、因尾茶、宇目葡萄などのさいき殿伝金賞認証品は85 品目となり、様々なメディアに取り上げられ商品によっては一時入手困難になるほどです。また、商 品の全国的な流通はもとより海外輸出を果たした事業者もあり、これからは世界を視野に入れたグ ローバルな取組が必要です。

しかし、多くの課題もあります。農作物においては、生産者の経営規模及び生産量が少ないことか ら市場での量的確保が難しい物や、品目によっては出荷先・ブランド名が既に決まっており、市独自 の新たな流通の取組が困難であること。また、水産物は、全国的にも優位な生産量を持ち、水産業界 での認知度はありながらも、一般消費者からの認知度はまだまだ低いのが現状です。

今後は、農林水産業単体で捉えるのではなく、加工・流通等を包括した食品関連産業との位置付け を整理しつつ、佐伯市ブランド流通促進協議会を通じて、関係機関と連携・協力をしながら、ブラン ド化・流通の促進を支援することにより、「さいきブランド」の確立を図っていくことが必要です。

【これからの基本方針】

- ア 農林水産物及び加工品のブランド化や流通促進を目的とした事業を支援します。
- イ 関係機関・民間企業等と連携・協力し、官民一体の支援体制を強化します。

【主な取組】

ア 生産・流通支援

- (ア) 都市圏の大規模商談会への参加や県内外のバイヤー・シェフを招聘したマッチングの実施
- (イ) 量販店等と連携した商品開発の支援
- (ウ) 水産業を中心とした販路開拓やハサップ*認証等、海外輸出への支援
- (工) 6次産業化の事業化を希望する事業者に対する支援
- (オ) ふるさと納税を活用した販売強化
- (力) ホームページ、SNS等を活用した情報発信や通信販売の販路拡大への支援

イ 支援体制の強化

- (ア) 大分県よろず支援拠点などの関係機関・民間企業などと連携協力 した企画・生産・加工・販売・情報発信の支援
- (イ) 海外・都市圏への流通促進を目的にした、流通・販売に関する専 さいき殿伝 門的な知識を有する者へのアドバイザー委嘱



目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
削除	削除	削除
市マッチングによる佐伯産食品の都市圏への新規納品店舗数	5店舗/年	10店舗/年
市マッチングによる佐伯産食品の海外輸出国(総数)	1 か国	3か国
6次産業化認定事業者数(総数)	2事業者	4事業者

5 商工業の振興

《工業の振興》

【現状と課題】

本市の製造業は、造船業や鉄工業に代表されるものづくりの優れた技術を持つ多種多様な企業が立地し、本市の経済を支えています。こうした地域に根差した地場企業が、地域で末永く生産活動を行うことができるよう、企業のニーズを把握し、工場の新設・増設に伴う雇用の拡大を積極的に支援していきます。企業誘致については、バイオマス関連産業、造船業、運送業など、近年増加傾向にあり、誘致に際しては、経済効果が大きな企業や若者が希望する職種等を中心に積極的に誘致活動を行っていきます。また、佐伯港の利活用を促進し、物流の拠点化を目指し、地域の活力を向上させることが求められています。なお、地場産業の設備投資や企業誘致を促進していく上で、人材不足が共通の課題となっており、その対策が重要となっています。

【これからの基本方針】

- ア 県内・九州内はもとより、台湾など海外の企業と地場企業との取引促進を支援します。
- イ 積極的な企業訪問を行い、企業ニーズを把握しその支援を行うとともに、地域の企業団体の活動を助成し、技術力の強化と地域企業間の連携を進め、地域産業の活性化とその育成を図ります。
- ウ 製造業、情報通信業に加え、佐伯市の特性・資源をいかし、林業・水産関連産業、バイオマス 関連産業、地場の農林水産物の加工産業等の企業誘致に努めます。
- エ 工業用地の確保、環境整備を行い、企業誘致及び地場企業の設備投資を促進します。
- オ 佐伯港女島地区の総合的な利活用を促進し、物流の拠点化を目指します。

【主な取組】

- ア 地場産業の海外取引の促進 台湾等の諸外国との経済交流を実施
- イ 地場産業の活性化
 - (ア) 佐伯市工業連合会及び佐伯市企業技術振興協議会事業に対する助成
 - (イ) 市内企業のニーズの把握と支援
- ウ企業誘致の取組
 - (ア) 企業立地のための環境整備
 - (イ) 佐伯市の特性・資源をいかした企業誘致の促進
- エ 工場用地の確保

企業立地及び地場企業の事業拡大のための工場用地の整備

- オ 佐伯港女島地区の利活用の促進
 - (ア) 佐伯港女島地区の総合的な活用計画の策定
 - (イ) バイオマス関連産業など港湾利用型企業の誘致

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
製造品出荷額	984億円/年	1,000億円/年
企業立地数	9 社(H28実績値)	30社(5年間)
佐伯港の取扱量	114万 t /年	200万 t /年

《商業・サービス業の振興》

【現状と課題】

本市の商業・サービス業は、近年、人口の減少及び郊外型のショッピングモールの出店などによって、中心部の商店が衰退してきています。

そうした中、需要の拡大が期待できる新たなニーズに対応した商業・サービス業が求められています。これらに対して、創業や事業拡大に取り組もうとする経営者を積極的に支援していくことが必要です。あわせて、空き店舗の多い中心市街地においても、空き店舗を活用した新規起業等を進めていくことが重要です。

また、周辺部(旧郡部)においても、人口の減少が顕著になり、地域に根差してきた商店が衰退し、 高齢者の方々等の買物が困難になってきており、安心して暮らせる環境づくりのための移動販売事業 者等を支援する必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 今後、増加する外国人観光客やヘルスケアなど、今後成長が期待される分野に進出、創業、事業拡大するやる気のある経営者を支援します。
- イ 個店事業主等の経営研修、中小企業者等への各種経営セミナー等を通して経営力向上を図ります。
- ウ 県・商工会議所・商工会と連携し、各種融資制度や研修事業を通して、中小企業者等を支援し ます。
- エ 事業者・商工会が中心となった、周辺部等の小規模事業者や移動販売事業者に支援することによる買物弱者対策を実施します。

【主な取組】

- ア 開業及び創業支援の取組
 - (ア) 創業を志す人に向けた創業セミナーの開催及び創業への支援
 - (イ) 空き店舗を活用した新規起業者に対する支援
- イ 経営力向上の取組

まちゼミなど商業者や商店街が連携して取り組む独自事業に対する支援

- ウ 中小企業者支援の取組
 - (ア) 商工会議所及び商工会の行う事業に対する支援
 - (イ) 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)等の資金面の援助
- エ 買物弱者に対する取組

高齢者等の買物弱者に対する移動販売事業への支援

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
まちゼミの開催回数(動員人数)	111件(350人)/年	250件(750人)/年
創業件数 (総数)	28件(H28実績値)	200件(5年間)

《産業人材の育成と確保》

【現状と課題】

本市においても近年、少子高齢化や人口の減少により企業を担う人材の不足が課題となっています。この課題を解決し地域の活性化を図っていくためには、働き方改革による女性や高齢者の雇用を促進するとともに、若者が地元に就職する環境を整え、企業を支えていく人材育成に力を入れていくことが求められます。



造船技術センター (溶接技術の習得)

また、企業に今後も健全な経営を本市で続けてもらうために、

若手経営者及び後継者並びに支援団体等の職員に対し、企業経営についての志を高め、技能を高める研修を充実させ継続していくことが必要です。

あわせて人材不足の解消には、IT化による業務の効率化等も求められています。

【これからの基本方針】

- ア 基幹産業である造船業を中心に、市内における新人研修や技能研修等を行い、技術力向上を図るとともに、企業への定着を図ります。
- イ 次代の佐伯経済を担う若手経営者や後継者の人材育成を行い、事業連携を促すとともに、円滑 な事業承継を支援します。
- ウ産業教育を促進し、地元への就職や創業により、地域活性化を志す人材を育成します。
- エ 就業支援事業を充実させ、就職のミスマッチを防止し、就業の促進と定着を図ります。
- オ 働き方改革による女性、高齢者や障がい者の就労機会の拡大に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組を支援します。

【主な取組】

- ア 新人研修・技能研修の取組 造船技術センター運営に対する助成
- イ 若手経営者等の育成の取組
 - (ア) さいき立志塾実施協議会への支援
 - (イ) 商工団体や他の認定支援機関と連携した円滑な事業承継の支援
- ウ産業教育促進の取組
 - (ア) 佐伯市内の企業の魅力を小・中・高校生に知ってもらうための体験見学会等
 - (イ) 大学生や高校生等を対象にした企業説明会等
 - (ウ) 佐伯市少年少女発明クラブの運営の助成
- エ 就業促進の取組
 - (ア) 佐伯市内に就職をされる方への奨学金の返済の助成
 - (イ) ジョブカフェ*及びサポステ*と連携した就業促進
- オ 働き方改革の取組
 - (ア) 女性・高齢者・障がい者の就労機会の拡大
 - (イ) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた啓発促進

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
市内就業者総数(製造業)	5,359人	6,000人

6 観光産業の振興

【現状と課題】

本市のツーリズムは、最大の強みである「食」と歴史・自然を柱に取り組んできました。平成27年の東九州自動車道の開通の効果により観光入り込み客数は増加しています。しかし、高速道路エリア外の交通量の減少や地域間競争の激化により、一部の観光施設での客数の落ち込みは顕著です。

本市は、別府・由布院のような観光地ではなく、従来からの観光施設に加え、農林水産業や造船業等、地域の産業を観光化することで観光業から観光産業への転換を図っていく必要があります。取り分け、他地域にない佐伯の強みを全面に押し出し、ターゲットを明確にして情報発信や誘客に努めていくことが重要です。また、遅れているインバウンド*への取組を強化する必要があります。

《佐伯の強みをいかした観光素材の開発》

【これからの基本方針】

- ア 自然、歴史、文化資源、「食」など、これまでの観光を進めるとともに、農林水産業や造船業等に観光の視点を加えた観光産業を育成します。
- イ 佐伯観光の最大の強みである食観光を一層充実・強化します。
- ウ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや日豊海岸国定公園等の自然をいかしたエコツーリズムの推進
- エ スポーツ・文化大会の開催・合宿の誘致など、スポーツ・文化ツーリズムに取り組みます。
- オ 佐伯にしかない市民が誇れるイベントの創出に取り組みます。

【主な取組】

- ア 観光産業の育成
 - (ア) 城山、城下町、戦争遺跡、文化資源等を活用した観光の推進
 - (イ) 造船業の進水式等を活用した観光産業の育成
- イ 食観光の充実(「食」のまちづくりの推進)
 - (ア) 四季を通じた食キャンペーンの充実
 - ・東九州伊勢えび海道事業・・佐伯寿司海道事業・・佐伯ごまだし事業
 - ・日豊海岸ぶんご丼街道 ・岩ガキまつり
 - ・佐伯産クロマグロなど、新たな食材を加えた食観光の充実
 - (イ) 列車の旅と「食」を楽しむ観光列車の誘致
 - (ウ) 若者やファミリー層が楽しめるバーベキューなどの新たな素材づくり
- ウ エコツーリズムの取組
 - (ア) 登山やトレッキング、藤河内渓谷を核としたキャニオニングやフォレストアスレチック などの山観光の充実
 - (イ) 珊瑚礁や離島、釣りなどの海の暮らし体験、大入島オルレコース*を活用した海観光の充実
 - (ウ) 山や海を巡り、リピートを促すエコマイスター制度(仮称)の検討
 - (エ) 日本一の花のあるまちづくりと連動した花観光の充実
 - (オ) グリーンツーリズム・ブルーツーリズムへの教育旅行誘致の強化
- エ スポーツ・文化ツーリズムの充実
 - (ア) 総合運動公園を活用した大学生等のスポーツ合宿誘致
 - (イ) 大手前まちづくり交流館(仮称)等を活用した大学生等の文化サークル等の合宿誘致
 - (ウ) ツールド・佐伯に加え、ヨットなどのスポーツ大会誘致
- オ 市民が誇れるイベントの創出

市民が誇り、市外・県外からの誘客ができるイベント等の創出

《国内誘客の推進》

【主な取組】

- ア 県内、福岡圏域、宮崎圏域などをターゲットに誘客を推進
- イ 関西圏域を中心に西日本の大学等のスポーツ・文化合宿 の誘致を推進
- ウ 県内市町村や延岡市と連携した広域観光の推進
- エ グランピング*等キャンプ場の整備による誘客の推進
- オ 海上自衛隊の寄港誘致



キャニオニンク (APU留学生モニターツアー)



九州オルレさいき・大入島コース

《インバウンド*の推進》

【主な取組】

- ア 「食」、エコ、スポーツ·文化観光のニーズの高い、台湾、 香港、韓国をターゲットに誘客を推進
- イ クルーズ船の誘致
- ウ ホテル・旅館の誘致や空き家等を活用した民泊などの宿 泊施設の拡充

《おもてなしと情報発信の充実》

【主な取組】

- ア おもてなしの人材育成の取組
 - (ア) 観光ガイドや学生観光ボランティアの養成
 - (イ) 外国語ガイドの育成
- イ 情報発信及び観光案内力強化の取組
 - (ア) ホームページ、Facebook、Instagramを中心にした情報発信
 - (イ) マスコミやブロガーを活用した観光情報の発信
- ウ 観光施設の充実
 - (ア) Wi-Fi環境の充実
 - (イ) 道の駅・観光案内所の充実
 - (ウ) トイレの洋式化整備

《推進体制》

【主な取組】

- ア 官民で組織する佐伯地域戦略推進会議を中心に、佐伯市観光協会や観光事業者などツーリズム 関係者が協働して観光振興に取り組む体制の整備
- イ 観光振興の中核的役割を担う佐伯市観光協会の機能充実を支援

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
観光施設等入り込み客数	1,507千人/年	1,700千人/年
宿泊者数 外国人宿泊者数(内数)	180,912人 3,541人	242,900人 30,000人

6 人が交流し、活力あふれるまちの創生

[まちづくり]

■ 人権を尊重するまちづくり

【現状と課題】

本市においては、「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」や「佐伯市人権施策基本計画」に基づいて、様々な人権教育、人権啓発活動に取り組んでいます。しかし、今もなお、同和問題を始めとする様々な人権問題が存在しており、近年では、情報化社会の進展に伴うインターネット上での差別を助長する書き込みや誹謗中傷の言動、扇動など新たな人権侵害も発生しています。

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会を実現するためには、市民と 行政が一体となり、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場や機会において、効果的で実践的な人権 教育及び啓発を推進することが必要です。

【これからの基本方針】

あらゆる差別をなくすため、就学、進学の援助、各種講座、講演会等を開催するとともに、これまで培ってきた同和教育の成果を踏まえ、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目指し行動できるよう、総合的な教育の推進を図ります。

また、広く市民に対し、部落差別を始めとする様々な差別問題の解消に向けた教育及び啓発活動を推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、相談体制の充実、指導者の育成に努めます。

啓発事業については、より効果的で広く市民の共感が得られるように内容・手法に創意工夫を凝ら して取り組みます。

【主な取組】

ア 学校教育

- (ア) 管内全ての学校において人権教育の全体計画と年間指導計画の作成及び人権教育の実施
- (イ) 地域人材や地域教材の活用による「体験的参加型人権学習」を取り入れた実践

イ 生涯学習

- (ア) 公民館、学校、関係機関と連携したアンケートの実施、学習機会の提供による人権教育・ 人権啓発の推進
- (イ) 地域の各公民館で高齢者教室等を対象にした人権学習講座、学校と連携したP学共催人権問題研修*、子どもに特化した子どもの人権講座等の開催
- (ウ) 指導者の養成講座の充実
- (工) 人権教育研究協議会による研修会、研究大会の実施
- (オ) 人権協働ネットワーク会議の充実・育成

ウ 人権一般

- (ア) 人権理念の普及、差別意識や偏見の解消、人権尊重のための主体的な行動の喚起、人権 に関する相談体制の確立、人権教育・啓発の環境づくりの取組
- (イ) 部落差別に関する相談体制の充実、教育及び啓発活動等の推進

地域活性化

- (ウ) 市ホームページ、市報、啓発チラシ等の活用、人権標語の募集、人権の花運動の実施による人権啓発活動の推進
- (工) 佐伯・臼杵・津久見地域人権啓発活動ネットワーク協議会の開催
- (オ) 人権啓発講座の実施、人権推進員の設置による指導者の養成

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童・生徒の割合	小 75.0% 中 64.1%	小 80% 中 70%
人権指導者数(総数)	11人	15人
市民一人ひとりの人権意識の割合 (5年間毎の市民意識調査による)	35.9% (平成27年度)	40%



人権の花運動に取り組む様子



人権の花運動



佐伯市社会人権教育研究協会フィールドワーク

2 男女共同参画のまちづくり

【現状と課題】

男女共同参画に対する市民の意識は着実に深まってきてはいるものの、地域社会の中で長い時間をかけて形づくられた性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として根強く残っています。

また、近年では、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化しており、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方の選択を可能にする社会環境が求められており、今後、そうした意識づくりや環境づくりの取組がより一層必要となっています。

このような状況を踏まえ、今後、男女共同参画社会の実現を一層加速させていくため、行政と市民・事業者・教育に携わる者、自治会等が連携を図りながら、男性の家事・育児等の参加意識の啓発、ワーク・ライフ・バランス*の推進、職業生活における女性の活躍を支える環境づくりなどの施策を推進する必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、審議会委員などの男女の比率を均等とすることを目指します。
- イ あらゆる分野での女性の参画拡大を支える様々な環境づくりを推進するため、企業や学校・地域などと連携して、男女共同参画の意識を浸透させます。
- ウ 誰もが個性や能力を自由に発揮でき、いきいきと活躍できる社会を形成するため、固定的な性 別役割分担意識の解消を図るとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)や 女性活躍の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ア 審議会等の男女比率均等の取組
 - (ア) 審議会等委員への女性の登用状況調査の実施
 - (イ) 女性委員等の積極的な登用についての啓発活動の推進
- イ 男女共同参画における意識浸透の取組
 - (ア) 市民や関係団体と連携した講演会、街頭キャンペーン等の実施
 - (イ) 女性活躍推進事業関係団体との協働事業の実施
- ウ ワーク・ライフ・バランス*実現のための支援
 - (ア) ワーク・ライフ・バランス*の広報・啓発や学習機会の提供
 - (イ) 男女ともに仕事と家庭が両立しやすい環境づくりの推進

【月標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
各種委員会、審議会等における女性委員登用率	29.9%	40%
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合(国勢調査)	14.5%(平成27年度)	15.5%

料

図 市民協働のまちづくり

【現状と課題】

NPO法人やボランティア団体、まちづくり団体等の事業を活性化させるためには、その活動をサポートする仕組みを築くとともに、相互交流や情報交換の場を設けることが大切です。また、各団体等においては、資金・メンバー・集会場所の確保等を課題として抱えています。これらの課題に対応し、より活発に事業が実践できる体制を築くために、今後はその活動拠点の充実を図るとともに、各団体の設立や活動等の助言、団体間の連携に向けた交流事業の活発化等が必要です。

【これからの基本方針】

- ア まちづくり団体等の活動拠点の充実を図り、まちづくり団体等の相互や市との連携と情報交換 の機会を増やすことで、交流の活発化、協働の取組を推進します。
- イ まちづくり活動や協働等に対する市民の意識を高めるため、啓発事業や人材の育成に取り組みます。
- ウまちづくり団体の活動を支援するため、取組等に関する助言や事業に対する支援を行います。

【主な取組】

- ア まちづくり団体の充実
 - (ア) 「まちづくり交流倶楽部」の交流会・情報交換会の開催による登録促進
 - (イ) 市と市民団体等との協働促進
 - (ウ) 大手前まちづくり交流館(仮称)等を活用したまちづくり団体による活動の充実・活発 化に向けた取組
- イ 啓発活動や人材育成に向けた取組
 - (ア) まちづくり研修会や講演会等の開催
 - (イ) 人材育成事業「佐伯人創造塾」等の実施
- ウ まちづくり団体等の活動支援に向けた取組
 - (ア) まちづくりや市民協働活動に対する助成
 - (イ) まちづくりセンター等における助言の随時実施
 - (ウ) NPO法人など、まちづくりを推進する団体等との連携強化

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
まちづくり交流倶楽部の登録団体数(総数)	80団体	130団体
まちづくりや市民協働活動に対する助言件数	600件/年	1,500件/年

4 「食」のまちづくり

【現状と課題】

九州で最も広大な面積を誇る本市は、山・川・海・マチの食資源に恵まれており、それらを活用した暮らしの中から豊かな食文化が育まれてきました。この恵まれた「食」を地域でいかし続けていくために、全国的にも珍しい「佐伯市食のまちづくり条例」を制定し、食育を地域づくりや人づくりの核と位置付けて幅広い分野で事業に取り組んでいます。

「食のマチ佐伯」の魅力を積極的に発信するとともに、その理念の普及に努め、持続可能な「食」 の地域づくりに向けた事業に取り組むことが重要です。

なお、「食」を核としたまちづくりは、教育、健康増進、産業、観光など幅広い分野に及びます。 各分野において、「佐伯市食のまちづくり条例」に基づき、「食」のまちづくりを推進していくことが 求められています。

【これからの基本方針】

- ア 食育推進関連団体等の活動促進に向け、推進者のスキルを高めるとともに、活動拠点施設の充実を図ります。
- イ 農林水産業等を支える食育活動の充実を図るとともに、食関連産業の持続可能な取組と振興を 支援します。
- ウ 佐伯の地域資源であり、最大の強みである「食」を活用した観光の充実・強化を図ります。
- エ 「佐伯市食のまちづくり条例」に基づいた「食」のまちづくりをより一層推進します。

- ア 食育事業の推進
 - (ア) 研修会・連携交流会の開催などによる食育の推進及び連携促進
 - (イ) 大手前まちづくり交流館(仮称)における事業計画等の構築と実践
 - (ウ) 小・中学校における事業の充実及び高校における事業の構築と実践
- イ 食育関連産業の活動支援
 - (ア) 食農活動の充実と取組の支援
 - a オーガニック (有機農業等) の普及促進
 - b 活動促進施設の検討及び整備
 - (イ) 魚食普及の充実と取組の支援
 - a 小中学校等での普及促進
 - b 魚捌き等教室等の実践
- ウ 食観光の充実
 - (ア) 四季を通じた食キャンペーンの実施
 - (イ) 「食」を通じた新たな観光素材づくり
- エ 「食」のまちづくりの推進
 - (ア) 健康増進、環境保全、産業振興、教育・学習、防災、地域振興等、各分野における食関 連事業の充実と連携促進
 - (イ) 市民の意識を高めるための啓発事業や関連事業に取り組む市民活動の支援
 - (ウ) 自治体の垣根を越えた交流・連携事業の充実

- a 東九州バスク化構想*の推進 本市ならではの風土がもたらす力、土着した品種にこだわり、料理人の技術力、おも てなしの向上を促進
- b 他の市町村と連携した事業の実践
- (エ) 「食」を活用したダイナミックな活動の推進 オリンピック等グローバルな事業に併せた事業の実践

【目標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
食育を中心として「食」のまちづくりに 取り組む市民活動への支援件数	20件/年	50件/年
オーガニック(有機農業等)に取り組む 個人・団体数	10	30

平成30年度「第2回食育活動表彰」農林水産大臣賞受賞

佐伯市食育推進会議

九州最大の過疎のまちが挑む!~心の食育で人づくりと地域づくりを~



佐伯市食育推進会議



生ごみリサイクル菌ちゃん野菜教室



巣立つ君たちへの自炊塾

5 移住定住の促進

【現状と課題】

本市では、近年、少子化による人口減少のみならず、市外や県外への転出による人口減少が進み、地域力が減退しています。また、市内中心部への人口移動が進んだことから、旧町村部での過疎化、少子高齢化は著しく、後継者不足や空き家・耕作放棄地の増加は深刻な状況となっています。

その要因として、本市には大学が無いことや就職先が少ないことがあげられます。高校を卒業すると、修学や就業の機会を求めて市外に出て行く傾向が強いため、Uターン者の確保は、移住策の中でも特に強化すべき取組と言えます。

その反面、都市部住民の農山漁村志向が上昇しています。このふるさと回帰の流れを的確に捉え、 都市部からの移住や交流促進を図るための取組が求められています。地域づくりの核となる人材確保 のための地域おこし協力隊制度の活用もそのひとつです。

また、過疎化により増加した空き家が、景観上及び防犯・防災上、問題となっています。空き家の中には、利活用が可能なものも多いことから、移住・定住のための環境整備の面からも、空き家バンク制度等の利活用につながる取組を強化していく必要があります。

本市の活性化を図るためには、こうした問題に取り組みつつ、本市の魅力を高め、発信することで、定住促進につながる施策に強力に取り組む必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 移住促進に向けた取組を強化します。
- イ 定住促進に向けた取組を強化します。
- ウ地域おこし協力隊を活用した地域づくりに取り組み、定住につなげます。

【主な取組】

- ア 移住促進の取組
 - (ア) 移住相談窓口の設置
 - (イ) 東京・大阪・福岡での移住相談会の開催
 - (ウ) 移住者が必要とする住居や仕事、教育、医療、福祉などの情報発信
 - (工) 移住者への居住支援、空き家バンク事業の実施
- イ 定住促進の取組
 - (ア) 雇用や企業・事業所情報の集約と公開
 - (イ) 子育て支援やコミュニティの強化等、住みよいまちづくりの推進
 - (ウ) 空き家物件の掘り起こし及び空き家等の活用推進
- ウ 地域おこし協力隊の活用
 - (ア) 地域おこし協力隊と地域ニーズの適正なマッチング
 - (イ) 地域おこし協力隊を地域に配置することによる地域活性化
 - (ウ) 地域おこし協力隊の定住支援

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
施策による移住者数	95人/年	200人/年

6 国際化の推進

【現状と課題】

国際交流については、姉妹都市等のグラッドストン市(オーストラリア)、前衛市 (中国)、ホノルル市 (アメリカ合衆国) との相互交流を始め、外国人留学生のホームステイ受入れ、教育現場におけるALT (外国語指導助手) の採用などを中心に行ってきました。あわせて、企業等による外国人技能実習生の受入れや第2次世界大戦の戦争資料等を通じた市民団体の取組等も行われてきました。

今日の急速な技術の発展と国の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、世界の出来事は、私たちの生活にとっても身近なものとなり、諸外国との交流は、地域レベルでの交流が重要になってきています。加えて、人口減少と少子高齢化が進む中、経済を支える生産人口の減少による経済の縮小や労働力不足が深刻な問題となっており、新たな市場を求めての海外展開等に活路を見いだそうという動きが目立ってきています。あわせて、国際貢献としての外国人技能実習生の受入れについても積極的に行っていく必要があります。

また、外国人観光客をターゲットにしたインバウンド*観光も活発化しており、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピックの開催を契機にした新たな取組も求められています。

【これからの基本方針】

これまでの異文化交流にとどまらず、多文化共生に向けた幅広い分野でのグローバル化を推進していきます。

【主な取組】

- ア 異文化交流の取組
 - (ア) 姉妹都市等との写真・絵画交流展などの芸術文化交流
 - (イ) 市民訪問団による姉妹都市訪問
 - (ウ) 姉妹都市の締結推進
 - (工) 留学生のホームステイ受入れなどの人的交流の実施
- イ 外国語教育や国際理解教育の充実・海外への留学研修支援
- ウ 産業分野での輸出促進と海外展開及び外国人技能実習生などの受入れ促進
- エ インバウンド*観光の推進

【目標指標】

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
姉妹都市等訪問事業参加者数(注1)	25人	50人
海外短期留学生の人数	0人	25人(累計)

(注1) 基準値は、平成24年度から平成29年度までの累計参加者。目標値は、平成30年度から平成34年度(2022年度)までの累計参加者数。

7 市民サービスの充実

【現状と課題】

市民が暮らしやすい地域をつくるため、自治・防犯活動、交通安全活動、諸証明のコンビニ交付、市報などの行政情報の発信を行ってきました。

その中でも「区」(自治会)は、地域住民の福祉の向上に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割を果たしています。特に少子高齢化が一層進む中では、高齢者や子どもの見守り等新たな領域の活動が求められており、「区」(自治会)の果たす役割は今後ますます重要となります。

あわせて、市民ニーズが多様化する中、窓口業務の利便性向上や情報周知の拡充が求められています。市民が便利で安心して暮らしていけるよう窓口の取扱時間の延長や分かりやすい行政情報の発信等に取り組んでいく必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 自治、防犯等のコミュニティ活動への支援をします。
- イ 佐伯市防犯協会を中心とした地域安全活動や広報活動等を推進します。
- ウ 消費生活センターの機能強化に努めます。
- エ おこさず あわず 事故ゼロ を目指し、交通安全啓発活動の充実に取り組みます。
- オ 市の窓□業務の利便性向上や広報媒体の特性をいかした行政情報の提供を推進し、開かれた市 政の実現を図ります。

【主な取組】

- ア 自治、防犯等の取組
 - (ア) 地域における自治活動や防犯活動等を担う「区」(自治会)の運営支援と連携の強化
 - (イ) 地区が所有する集会所整備やコミュニティ活動への支援
- イ 地域安全活動等の取組

「地域安全ニュース」の配布や地区防犯灯の設置等の支援

- ウ 消費生活の取組
 - (ア) 消費生活相談体制の充実による問題解決力の強化
 - (イ) 消費生活相談員等レベルアップのための研修受講
- エ 交通安全の取組
 - (ア) 四季の交通安全運動を始めとする啓発活動の実施
 - (イ) 高齢者向け体験型交通安全教室の開催や高齢者の免許返納の促進
- オ 利便性向上と行政情報発信の取組
 - (ア) 戸籍謄抄本、戸籍の附票のコンビニ交付
 - (イ) 交付窓口の時間延長の検討
 - (ウ) 市報の発行及び配布
 - (エ) ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ等の広報媒体を活用した分かりやすい市政 情報発信の推進
 - (オ) 「声の市報」及び点字市報の作成、ケーブルテレビ「市政だより」での手話通訳による 障がいのある方への情報発信の充実

まちづくり

(カ) ホームページのコンテンツの充実、リニューアルの実施

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
消費者相談の受付件数	284件/年	400件/年
交通事故死者数	3人/年(平成28年中)	2人以下/年
交通事故負傷者数	220人/年(平成28年中)	200人以下/年



交通安全街頭指導

8 新たな地域コミュニティの構築

【現状と課題】

本市における人口減少や高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化は、これまでの地域コミュニティの存続を難しいものとしています。

あわせて、それらに伴い行政に対するニーズが更に高まることが予測されますが、その 一方で、本市の人的・財政的な経営資源は減少していくことが想定されています。

この状況は、全国の自治体でも発生しており、既に本課題に取り組んでいる自治体では、「新たな地域コミュニティ組織」を立ち上げることによって、地域コミュニティの基盤を強化し、住民と行政等が協働で取り組む組織や仕組を構築しています。

本市においても、人口推計及び区長会等へのアンケート調査等を分析したところ、人口 減少と高齢化は今後も進行していくことと、ライフスタイルや価値観の多様化に伴う地域 コミュニティの希薄化の傾向も顕著に表れています。

また、将来の地域コミュニティに対して不安を抱いているとの意見も多く寄せられていることから、「新たな地域コミュニティ組織」の構築に取り組む必要があります。

※「新たな地域コミュニティ組織」とは、行政区の次に地域住民の顔が見えるまとまりである、おおむね小学校区などの区域を単位として組織されるものです。その活動内容は、日々の生活に関わる様々な課題を話し合い、決定し、実践していくというものであり、地域住民と行政との協働による地域づくりの中心となる組織です。

【これからの基本方針】

- ア 新たな地域コミュニティ組織づくりに取り組みます。
- イ新たな地域コミュニティ組織の活動拠点づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ア 新たな地域コミュニティ組織づくりの取組
 - (ア) モデル地域の選定及び組織づくりの実施
 - (イ) 市内全域における組織づくりの推進
- イ 新たな地域コミュニティ組織の活動拠点づくりの取組
 - (ア) 活動拠点の在り方の検討
 - (イ) 活動拠点づくりの推進

【目標指標】

目標内容	基準値 令和2年度(2020年度)	目標値 令和 4 年度(2022 年度)
新たな地域コミュニティ組織を考え る会の設置地域数(全 19 地域)	〇地域	8地域

※「新たな地域コミュニティ組織を考える会」とは、当該地域が新たな地域コミュニティ 組織の検討を始める際に最初に立ち上げる会議体のことです。

7

地域が輝くまちの創生

[地域活性化]

1 人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ ∼佐伯地域∼

【現状と課題】

佐伯地域は、「街」「里」「浦」という3つの特徴を併せ持つ地域です。「街」(佐伯・鶴岡・佐伯東・渡町台地区)は、古くは城下町として、近代は造船業を中心とした産業地区として商工業が発展してきましたが、近年の大規模商業施設の立地などにより、商店や小売店が減少し、市街地の人通りもまばらとなっています。また、山・川などの自然が豊かで暮らしやすい「里」(上堅田・下堅田・木立・青山地区)、釣り人も多く訪れる豊かな海を抱く「浦」(大入島・八幡・西上浦地区)においては、良好な住環境である一方、人口減少などにより小学校が統廃合・休校となる地区もみられ、農林水産業の担い手不足などが問題となっています。今後は産業と結びつけながら、地域の魅力を磨き上げ、活力を高めていくことが必要です。

こうした人口減少に加え、価値観やライフスタイルの多様化により、いずれの地区においても地域コミュニティが希薄になっています。これにより地域行事の開催や伝統文化の継承が困難になってきており、防犯上の問題も懸念されています。誰もが安心して生活でき、このまちへの愛着を育むためには、地域コミュニティを強化し、魅力ある地域づくりを行う必要があります。そのためには、地域を支える新たな人材の発掘・育成や、積極的な情報発信により、移住・定住を促進することも重要です。

【これからの基本方針】

- ア 佐伯のシンボルである城山の活用、城下町観光交流館などにおける情報発信、大手前の整備により、行き交う人の拠点をつくります。あわせて歴史と文学のみち、駅、港への周遊ルートなどを作成しながら、各所に人的交流、観光の中継点をつくります。
- イ 豊かな自然、米などの農産物や水産資源など、自然の恵みをいかした地域づくりに取り組むことで、地域の魅力を高めます。また、1次産業の体験プログラムなどを通じて、地元産業の継承にも取り組んでいきます。
- ウ 東九州自動車道が開通し、佐伯ICに加えて佐伯堅田ICも開設されており、市外から絶好のアクセスが実現しています。今後は、イベントの開催や各地の個性をいかした取組を充実させ、 通過されないような魅力を創出することが必要です。
- エ 恵まれた自然環境や、静かで住みやすいことから、市外からの移住者も増え始めています。学校や自治会の連携、多くの世代が参画できる地域活動など、バランスのとれた地域コミュニティの形成を図り、暮らしやすさを支援します。

- ア 新たなまちの姿を描く「街」エリアの形成
 - (ア) 人が行き交う拠点としての大手前の整備活用及び城山の利活用
 - (イ) 自転車や徒歩などそれぞれのスタイルに合わせた観光周遊ルートの作成
 - (ウ) 空き家や空き店舗活用への取組を推進

地域活性化

- イ 地域資源をいかし次世代につなげる「里・浦」エリアの形成
 - (ア) 地域の産品を活用した地域づくりの推進及び拠点の整備
 - (イ) 港地域との連携で水産物をPR、地域を活性化する取組の推進
 - (ウ) 元越山、彦岳を活用した地域づくりの推進
 - (工) 大入島オルレコース*を活用した地域づくりの推進
- ウ 東九州自動車道開通をいかして進める地域づくり
 - (ア) 総合運動公園を活用した各種スポーツイベントの開催
 - (イ) 市内各地に魅力を創出し、佐伯IC、 佐伯堅田ICから市内周遊につなげる 取組を推進
- エ 人が集い、安心して楽しく暮らせるための コミュニティづくり
 - (ア) 地域づくりに携わる人材の育成や組織の設立を推進
 - (イ) 団体同士が連携した地域づくりの推進
 - (ウ) 移住、定住の促進
 - (工) 公民館を活用した地域活動に支援
 - (オ) 伝統文化の保存、継承に支援



龍王山からの佐伯地域

重点プロジェクト

げんき、ひろがる! 佐伯プロジェクト

大手前開発が進み、佐伯地域の中心部に新たな人の流れ、生活やにぎわいの拠点が生まれることが期待できます。佐伯地域「街」エリアの地域づくりはそれらと直結しています(『基本計画』「自然・生活環境」「生活基盤」「教育文化」「まちづくり」等参照)。産業、商業や医療・福祉、学校や学びの場といった都市機能の強化に加えて、まちの魅力を倍増させ、その効果を市街地から周辺エリアへと波及させることが重要となります。そのためには「人」が何より大切であり、人が集い協力、協働し力を高めていくことにより地域の資源を磨き、多様で魅力的な地域づくりが可能となります。周辺部においては各地の資源をいかした産品の生産やブランド化・販売拠点を整備し、そこに暮らす人々が生き生きと活躍する地域づくりを行います。また、これらを推進する役割を担う協議会など地域づくり組織の育成にも支援し、元気で特色あるコミュニティを維持するための活動を推進していきます。

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
地域活性化のための市民活動への支援件数 (累計)	20件	120件

2 マグロ養殖と花の咲くまち かみうら ~上浦地域~

【現状と課題】

上浦地域は、リアス海岸の景観が美しい、海洋を中心とした自然環境に恵まれた東西に細長い海のまちです。豊後二見ヶ浦や瀬会公園、暁嵐の滝といった数々の名所など、海と山の豊かな自然に恵まれています。特に、豊後二見ヶ浦の注連縄張替えや初日の出は市内外から多くの人が訪れます。また、注連縄のワラが縁で竹田市荻町の人々との交流も続いています。今後は豊かな自然の保全に努めるとともに、特産品や観光資源の開発を進め、交流人口を伸ばし、まちの活性化を図ることが重要です。最近はマグロ養殖が水揚げ日本一になりつつあり、特産品としての活用が期待されます。

しかし、本地域も少子高齢化が進行し、人口は今後とも減少傾向が続くものと予測されます。特に子育て世代の流出は深刻で、児童・生徒数が激減しています。高齢化や人口減に伴い、イベントや地域行事の開催、道路・水路の草刈り等の地域活動が困難になりつつあります。また、商店が減少し、食料品・日用品の購入が困難となり移動販売車が頼りの高齢者等が増えています。

住民一人一人の助け合いの精神や海・山などの恵まれた自然環境を有効活用しながら、道路・公園などの環境美化を図り、美しく清潔な町並みを創出し、魅力ある誰もが安心して暮らせる地域づくりを行う必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 豊後二見ヶ浦や瀬会海岸などの恵まれた自然環境資源を有効活用するとともに、花木の植栽を 進めます。きれいな花の咲く地域をつくることにより、地域住民に憩いと誇りを持ってもらい、 地域を訪れる人々から愛されるまちとなることを目指します。また、特産品開発にも努め観光 振興を図ります。
- イ 道路・公園などの環境美化を図ることによって、美しく清潔な町並みを創出していくことを目指します。また、身近な生活環境の基盤整備を図ることによって、誰もが快適に安心して暮らしていける生活空間が形成される地域を目指します。

- ア 花の咲く地域づくりと観光振興
 - (ア) 河津桜、ジャカランダ等花木の植樹
 - (イ) 瀬会公園の桜の再生
 - (ウ) 上浦へのお花見ルートの確立
 - (エ) 観光ポイントの整備
 - (オ) マグロを活用した地域振興
 - (カ) 瀬会海岸に砂を入れてビーチバレー
- イ 美しい町並みと快適・安心空間の形成
 - (ア) 地域の草刈り等への支援
 - (イ) 県道改良と越波対策
 - (ウ) 地域の診療所、医師の確保
 - (工) 高齢者の移動手段の確保と支援
 - (オ) 移動販売の活用と買い物支援
 - (カ) 子どもたちの各種体験支援

重点プロジェクト

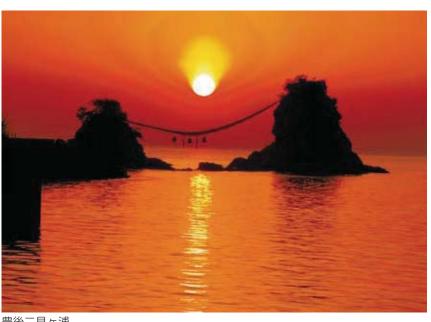
花の咲く上浦づくり

四浦半島の河津桜 (開花:2月) は津久見市側の活動により有名になり、多くの観光客が訪れ ています。一部の人は上浦を経由していますが、上浦側にも河津桜を植樹することにより四浦半 島全体を河津桜の名所とし、佐伯IC⇒上浦・四浦⇒津久見IC、津久見IC⇒四浦・上浦⇒佐伯IC への観光客の流れを作ります。また、世界3大花木のひとつであり、青い桜とも呼ばれるジャカ ランダ (開花:5~6月) を海沿いの公園をメインに植樹します。あわせて、瀬会公園の桜等、 既設の花木の活性化を図り、地域住民の憩いの場、交流人口の増加・地域の活性化の手段とします。

生本マグロの活用

上浦には本マグロの養殖を行っている会社があり、主に関東方面に出荷しています。また、新 たに出荷を始める会社もあり、上浦産本マグロの水揚げは日本のトップクラスになりつつありま す。しかし、このことは広く認知されてはいません。上浦産生本マグロの存在と美味しさをア ピールしながら知名度を上げるとともに、マグロ料理を提供する拠点づくりを進め、交流人口の 増加・地域の活性化を目指します。

目標内容	基準値 平成29年度(2017年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
河津桜の本数(総数)	111本	600本
ジャカランダの本数 (総数)	0本	50本



豊後二見ヶ浦

日 人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生 ~弥生地域~

【現状と課題】

弥生地域は、美しい河川と自然に囲まれ、市街地や佐伯ICに近い立地条件から、住宅地の造成やアパートの建築が進み、市町村合併後も人口は横ばいとなっています。人口の流入により地縁的なつながりが希薄となりつつあり地域コミュニティに関する考え方も多様化してきました。住んでみたい・住み続けたいと思うまちづくりを行っていくためには、広域的な組織づくりによる対応力の向上や、地域リーダーの育成に取り組み、コミュニティを強化していくことが必要です。

また、市街地と山間部を結ぶ交通の要所となっていますが、大雨のたびに主要道路が冠水して交通が遮断されるほか、河川の増水による地区内の浸水被害が深刻な問題となっています。安全・安心なまちづくりを行っていくためには、浸水や冠水被害が懸念される箇所と河川の整備を行い、しっかりとした内水対策に取り組むことが必要です。

【これからの基本方針】

- ア 弥生地域の中心である「道の駅やよい」を活用して地域特産品や観光·文化の情報発信を行い、 市内外から交流人口の拡大を目指します。
- イ 地域住民や自治会、地域団体の交流拠点を整備し、相互の連携を強化することで自助・互助・ 共助が成り立つ連帯感のある地域を目指します。
- ウ 災害に強い安全なまちづくりを目指して、自然環境に配慮した河川改修事業や砂防事業を推進 します。また、自治会や消防団など地域力強化と体制の充実を図り、住民へ防災意識向上に向 けた啓発を行います。

【主な取組】

- ア「道の駅やよい」を中心とした地域産業の活性化と周辺観光整備
 - (ア) 観光資源の見直しと情報発信による観光振興促進
 - (イ) 「やよいふるさとパーク」の整備活用
 - (ウ) 地域ブランドの開発や掘り起こし支援
- イ 住んでみたい・住み続けたいと思う美しいまちづくり
 - (ア) 世代や分野ごとの人材及びリーダー育成に向けた取組
 - (イ) 住民の交流の場となる複合拠点の整備
 - (ウ) コミュニティが連携した地域美化活動推進
- ウ 安全・安心に暮らすための災害に強いまちづくり
 - (ア) 浸水や冠水が予想される場所の整備と関係機関への要望
 - (イ) 地域防災力向上への活動支援
 - (ウ) 地域住民の防災意識高揚に向けた取組支援

重点プロジェクト

弥生にぎわいプロジェクト

弥生地域の中心に位置する「道の駅やよい」は、日豊海岸の玄関口として年間約30万人が訪

れます。周辺には番匠川や栂牟礼城址など豊かな自然に囲まれた「やよいふるさとパーク」が整備されており、この自然公園を活用したウォーキングロードなどの充実を図り、紅葉樹など四季折々の彩りを楽しむ植栽や、カヌーなど自然と親しむ体験事業を行うことで美しいまちづくりを推進します。また、地域資源を活用した特産品の開発を行い「観光・体験・食」といった一連の取組により、交流人口の増加とにぎわいの創出を行います。

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
「道の駅やよい」の来場者数	364,694人	414,694人



風流・杖踊(弥生大坂本・大間地区)

4 よし 最高の水あそびを 用意しよう! ~本匠地域~

【現状と課題】

佐伯市の水源である清流番匠川は、この本匠地域の誇れるところであり未来の佐伯市民のためにも この自然環境を守る必要は大いにあります。しかしながら、自然災害から人々の生命財産を守るため にも、自然との共生を保ちながら整備を行う必要があります。

主たる産業が農林業である本地域は、農林業の衰退により、生産年齢人口の流出が続き、人口減少と高齢化が進んでいます。人口減少により、買い物をする店舗やバスの運行本数が減少し、生活の利便性を失いつつあります。生活の利便性を維持するためにも、交通網及び公共交通体系の整備、インターネットなどの情報インフラを整えることが必要です。また、高齢化により自治活動を維持することが困難になりつつある地区もあり、移住定住に取り組む必要があります。

【これからの基本方針】

- ア 清流番匠川を始めとする自然環境とそこに住む人々が自然と共生できるように環境を整備し、 災害に強い地域にします。
- イ 自然環境や地域文化を活用した観光産業や地場産業等が活発な地域にするとともに、IT関連企業などを誘致し、多様な働き方が可能な地域に取り組みます。
- ウ 主要道路の整備を行うとともに公共交通体系を見直し、移動が容易にできるようにします。また、情報システムなどのインフラを整備し、利便性の高い生活ができる地域にします。

【主な取組】

- ア 人と自然が共生した環境の整備
 - (ア) 清流番匠川を維持するための自然環境に配慮した整備
 - (イ) 防災減災に配慮した災害に強い環境整備
- イ 地域の特性をいかした特色ある地域産業の推進
 - (ア) ホタルなどの自然環境を活用した観光産業、地場産業の推進
 - (イ) スポーツツーリズム (サイクリング、クライミング、カヌーなど) や地場産業 (しいたけ、 お茶など) の体験観光の推進
- ウ 道路、交通体制、情報システムなどのインフラ整備
 - (ア) 県道三重弥生線の整備の実施(波寄-小半区間の早期改良)
 - (イ) コミュニティバスを活用した利便性のある公共交通体系
 - (ウ) 情報を発信しやすい環境を整備(観光スポット等にWi-Fiを整備し、携帯電話の不感地域を解消)
 - (工) 本匠振興局庁舎の整備

重点プロジェクト

自然と遊ぶ本匠プロジェクト

清流番匠川などの豊かな自然(水遊び・ホタル観賞など)や地場産業(しいたけ・お茶など)をいかした観光ルートを構築するとともに、サイクリングやクライミング、カヌーなどのスポーツツーリズムを推進します。また、既存の建物を利用して、企業などを誘致し、シェアオフィス*・

宿泊施設・カフェなども設け、交流人口の増加を目指します。

これらの計画により観光客の増加と地域の人々との交流を進め、地域の活性化を図るとともに、地場産業の活発化に繋げていきます。

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
観光等客数の増加	25,000人	40,000人



宮ノ越遊水公園河川

5 ユネスコエコパークを活用した持続可能な地域づくり ~宇目地域~

【現状と課題】

宇目地域では、祖母・傾国定公園を代表とする豊かな自然に恵まれ、歴史ある祭りと多くの郷土芸能を有しています。その中で暮らす住民は、様々な形で自然と文化に触れあうことで、活力や豊かな心が育てられています。

また、地域内にある道路は大半が循環しており、迂回路としてもアクセスが可能なことから、比較的に災害にも強い地域でもあります。

産業では寒暖の差が大きいことから、おいしい米の生産や栗、お茶、宇目ぶどうなどの多くの作物作りに適した気候といえます。また、乾椎茸や花きにおいては全国でも非常に高い評価を得ています。

しかし、高齢化及び価格の低迷から、米を代表とする1次産業を支える農林業者が少なくなったことに加え、人口の減少が進み数年後には地区として成り立たなくなる所が出てくることが懸念されていることから、さいき農林公社、佐伯広域森林組合を軸とした1次産業の維持及び地域の魅力を次世代に継承することにより、持続可能な地域づくりを進めていくことが喫緊の課題となっています。

また、平成29年6月に宇目地域の全域がユネスコエコパークに登録され、傾山から藤河内渓谷周辺にかけて原生的な自然や希少な生態系の宝庫となっています。今後も「自然と人の共生」を軸に自然体系を維持するとともに、ユネスコエコパークのブランド力をいかした観光、地域の特産品を使ったブランド商品の開発を進めていくことが必要となっています。

【これからの基本方針】

- ア 次世代を担う地元の小学校、中学校の生徒への自然観察、自然体験を通じた地域の魅力を伝えることや、八匹原・椿原祭典、木浦すみつけ祭りなど歴史のある祭りや神楽、宇目の唄げんかといった郷土芸能を継承していくことにより、後継者を育成し、人口の減少を少しでも食い止めることにより、持続可能で住みよい環境の地域づくりを目指します。
- イ 宇目地域ならではの寒暖の差を利用し育てられた米や栗などの作物の特徴や、既に全国的にも 高い評価を得ている作物を地元の宇目農林産物直売所などで広くアピールすることにより、認 知度の向上と販売促進を図ります。
- ウ 傾山からなる、宇目全域がユネスコエコパークとして登録されたことを機に、道の駅宇目を中 心とした周辺施設を宇目地域の情報発信基地と位置付け、観光客の集客を図ります。また、ユ ネスコエコパークのブランド力を活用し、地元の農林産物を使用した商品開発を進めます。

- ア 自然と文化の継承による魅力ある地域づくり
 - (ア) 地域に古くから伝わる祭りや郷土芸能の継承による地域の活性化
 - (イ) 地域の魅力を子供たちへ伝える次世代育成事業の実施
 - (ウ) 災害に備え安心して暮らせる地域基盤の維持管理の実施
 - (工) NPO法人宇目まちづくり協議会ほか、各種団体が行う地域活動への支援
- イ 地域の自然をいかした農林産物の販売促進
 - (ア) 良質な作物の特徴をインターネットやパンフレットなどによって情報発信
 - (イ) 他の作物との区分を行う専用シールなどでのアピール
 - (ウ) 椎茸や花きといった非常に高い生産技術を後継者へ継承する取組への支援

地域活性化

- (エ) 生活改善グループなどによる地元の作物を使用した商品開発に向けた支援
- (オ) 昔ながらの製法による郷土の食文化の継承
- ウ ユネスコエコパークをいかしたまちづくり
 - (ア) 佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会と連携した活性化活動の促進
 - (イ) 傾山及び藤河内渓谷周辺を訪れた観光客が安全に利用できる施設の整備
 - (ウ) 傾山周辺における希少動植物の調査研究拠点としての受入れ体制の整備
 - (工) 佐伯市観光協会宇目支部との連携による地域の魅力発信、観光資源の発掘
 - (オ) 祭りや郷土芸能を参加型にすることにより、都会との交流人口増加の促進
 - (カ) 道の駅宇目を中心とした観光客の受入れ体制の整備
 - (キ) 宇目の自然環境を活用したフォレストアドベンチャー等体験施設の誘致

重点プロジェクト

次世代教育の実施

将来の人口減少に少しでも歯止めをかけるため、次に時代を担う小学校、中学校の生徒を対象 に地域の伝統、魅力を伝える次世代育成事業の実施

観光地の整備

重要な観光地である藤河内渓谷周辺及び傾山登山道の整備、あわせて道の駅宇目を中心とした 観光の拠点づくり

ユネスコエコパークの拠点づくり

うめキャンプ村内の森の学習館(展示館)を、ユネスコエコパークミュージアムとしてリニューアルを行い、ユネスコエコパークを活用した、自然環境調査・研究活動の拠点づくり

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
観光の要となる道の駅宇目の集客数の増加	106,000人	160,000人



傾山山頂の眺め

6 人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川 ~直川地域~

【現状と課題】

直川地域は、若年層を中心とした人口の流出と少子・高齢化により、平成29年3月末の人口は2,189人、その内65歳以上の高齢者は1,040人で、高齢化率は47.5%となっています。

生活交通体系については、乗降客の減少から路線バスの減便が相次ぎ、高齢者を始めとする交通弱者の買物や通院のための交通手段の確保が課題となっています。また、バス停までの距離が遠い地区が多く、集落とバス停間や集落間を結ぶ交通手段がないのが現状です。

高齢化の進展により共助機能が低下し、高齢者の日常生活の支援とともに独居高齢者及び高齢者夫婦世帯の見守りが必要となっています。また、近年の大規模化する災害への対策が急務となっていますが、消防団員の減少や高齢化が進んでおり、防災体制の整備や地域防災組織の育成が課題となっています。

農業では、生産基盤(圃場、農道及び水路)の整備については進んでいるものの、農産品の価格低下、農業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増加するとともに、農道や用排水路などの農業施設の維持補修が困難となっています。さらに、有害鳥獣による農産物の被害が年々拡大しています。観光では地域活性化のため整備された多くの施設がオープンから20年以上を経過し、老朽化が進んでいることもあり、入込客が年々減少しています。

【これからの基本方針】

- ア 高齢になっても地域で安心して暮らせるよう、交通弱者の移動手段確保のため地域交通のあり方についての調査、研究を行うとともに、直川地域協力隊及びボランティア団体等の活動を支援します。また、社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携し、高齢者等の見守り活動を強化します。さらに、地域の人口増加による活性化を図るため、移住・定住の施策を推進します。
- イ 防災対策のため、消防団員の確保と育成に努めるとともに、直川消防団応援隊、直川地域防災 連絡協議会等の地域防災組織の支援を行います。
- ウ 農業後継者の育成及び農地を守るため、認定農業者及び若手農業者の育成、農業法人・集落営 農組織の設立支援や農地保全の作業受託等を推進し、耕作放棄地を防止する取組を推進します。
- エ 「まるごと直川米」の生産拡大及び直川産品を原料として使用する事業者等への支援を行ないます。
- オ 佐伯市内の周遊観光のため老朽化した観光施設の整備や各種のイベントを行うとともに、猪や 鹿肉を使ったジビエ料理や特色ある農産品・加工品などを開発し、入込客の増加を図り、交流 人口の増加による地域活性化と観光産業化を推進します。

- ア 地域で安心して暮らすための条件整備
 - (ア) 生活交通体系の整備のためコミュニティバスの運行及び自家用有償旅客運送*や互助による運送など新たな地域交通のあり方についての調査、研究
 - (イ) 直川地域協力隊及びボランティア団体の支援並びに社会福祉協議会との連携
 - (ウ) 空家バンクの登録促進及び移住定住ツアーの開催
- イ 防災対策の充実と施設整備
 - (ア) 消防団員及び防災士の確保と育成並びに防災の啓発活動

- (イ) 直川消防団応援隊及び直川地域防災連絡協議会の支援
- (ウ) 河床掘削等のための残土処理場の確保
- (工) 防災拠点及び防災倉庫の整備
- ウ 農業後継者の育成及び農地保全
 - (ア) 認定農業者及び若手農業者の育成
 - (イ) 農業法人・集落営農組織の設立支援及びライスセンター*の支援
 - (ウ) 農地保全の受委託の推進
- エ 直川産品の生産・販売拡大・利用推進
 - (ア) 直川産「まるごと直川米」の生産拡大
 - (イ) 直川産品 (米、茶、ジビエなど) 活用への支援
- オ 地域資源を活用した観光産業の推進
 - (ア) グリーンツーリズムの推進
 - (イ) かぶとむしを利用した地域おこし
 - (ウ) 地域活性化・交流人口の拡大のためのイベント開催
 - (エ) 直川憩の森公園キャンプ場、鉱泉 センター直川、直川まるごと市場 などの観光施設の整備・リニュー アル



かぶとむし木登り競争大会 in なおかわ

重点プロジェクト

なおかわ安心プロジェクト

直川地域の諸問題等を包括的に解決するための新たな組織(仮称:直川カンパニー)の立上げ及び支援を図ります。現在、「直川地域協力隊」が行っている草刈りや剪定、掃除等の作業に、今後、調査・研究を進める地域交通や耕作放棄地対策等の業務を加え、地域住民の生活をバックアップする体制を整備します。

なおかわ活力プロジェクト

観光客や交流人口の増加による地域活性化を図るため、直川の特徴である「かぶとむし」による地域おこしを推進するとともに、体験型グリーンツーリズムを中心に教育旅行及びインバウンド*等の受入れや直川産品を活用した食観光を推進します。さらに、市内他地域の観光施設と連携し、周遊型観光として集客するため観光施設の整備・リニューアルを進めます。

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)	
観光施設入場者数	71,052人	85,300人	

7 海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域 ~鶴見地域~

【現状と課題】

鶴見地域では、全国的な少子高齢化の例にもれず、自然減による人口の減少が続いています。また、市町村合併以降の事業所の縮小や、漁業の不振などによる雇用の場の減少で、生産年齢人口の地域外への流出も顕著になっています。現在、過疎化の著しい地区においては、自治活動や地域行事などの継続も難しくなってきており、地区の存続すら危うい状況です。

細長いリアス海岸の半島という立地条件から、自動車による移動が必須ですが、交通手段を持たない高齢者を中心に、買い物や通院といった日常生活の移動に支障を来す人も増えてきており、道路網の整備とともに交通弱者に対する支援が必要になっています。

産業面では、豊後水道で水揚げされる豊富な水産資源と、九州最東端の鶴御崎を中心とした歴史自然遺産などの観光資源を併せ持っていますが、自然環境の変化による漁獲量の減少や観光ニーズの多様化などで、水産・観光の両基幹産業ともに低迷しており、従来型から脱却した新たな取組が求められています。

【これからの基本方針】

- ア 行政、医療福祉、買い物などを集約した地域の拠点をつくり、市街地までの道路網整備やコミュニティバスの活用と併せて、地域に住む人が生活しやすいまちづくりを進めます。
- イ 豊かな海と水産資源を大切に次世代に受け継ぐとともに、獲るだけの漁業から、時代のニーズ に合わせた変革を行い、基幹産業の漁業で地元に住む人がお金を稼ぎ、生活していけるまちを 目指します。
- ウ 鶴見半島の歴史自然遺産を訪れる観光と、釣りや漁業体験・クルージング・市場見学など、体験する観光を一体として推進します。

- ア 便利で質の高い生活環境の整備
 - (ア) 振興局庁舎、商業施設、金融機関、バスターミナルを集約した拠点づくり
 - (イ) 地域内を循環するコミュニティバスの運行
 - (ウ) 人材バンク登録制度を創設し、元気な高齢者の人材活用促進
 - (工) 小規模校の特色をいかした、地域協働の子育て環境作りの促進
 - (オ) 主要幹線である県道梶寄浦佐伯線の改良や、番匠川河口橋の建設要望
 - (カ) 消防本部東部分署建設予定地を地区の防災拠点として整備
- イ 海を生業にできるまちづくり
 - (ア) 若手後継者育成のための就漁支援
 - (イ) 鶴見産魚介類のブランド化を図り、高付加価値魚として、大分市や福岡市を始めとする 都市部の高級レストラン等をターゲットに販路を創出
 - (ウ) すり身揚げやヒジキ等の特産品化と、大量生産できる水産加工施設の誘致
 - (工) 廃校校舎を貝種苗やフグなどの陸上養殖、研究調査施設として利活用
 - (オ) 地域で生産した海産物や加工品、野菜や果実などの産品の販売体制確立
 - (力) 海上漂流ごみ対策や藻場造成など、豊かな海を守るための取組
- ウ 鶴見半島の観光再開発

料

- (ア) 観光魚市場や水産加工品の製造・見学の体験プログラム策定
- (イ) 市場内に「漁師めし食堂」の開設支援
- (ウ) 佐伯市を代表する海のイベントとして、「つるみ豊魚祭」を拡充し開催
- (エ) 大島沖合養殖の浮消波堤を 遊漁施設として開放し、釣 り観光客を誘致
- (オ) 大島高齢者福祉センターを 観光客向けの宿泊施設とし て利活用
- (カ) 鶴御崎や丹賀砲台跡、間越 海岸など、鶴見半島全体の 歴史自然遺産を活用したエ コツーリズム等の参加型観 光の推進



鶴見鶴御崎

重点プロジェクト

地域の拠点づくりプロジェクト

振興局庁舎を改修し、1階に商業施設、コミュニティバスターミナル、金融機関(ATMコーナー)を設置。現行の行政機能は2階に移し、3階は風水害時の避難所を兼ねた地域コミュニティの場として開放、地域住民の生活拠点とする。

漁業のまちの未来創生プロジェクト

鶴見魚介類のブランド化を図り、調理専門学校や都市部の飲食店へのPR活動を行う。

また、外国人就漁者や市外からの移住就漁者向けに、漁港に近い空き家や中古漁船の売買情報 などを発信するとともに、漁協との連携による就漁体験や、後継者育成のための小・中・高校と の連携事業を行う。

鶴見半島来て見て体験プロジェクト

佐伯市公設卸売市場鶴見市場周辺を体験型観光スポットとして再開発。観光魚市場の開催や製造体験・見学ができる水産加工施設、「漁師めし食堂」等を誘致。鶴見半島観光と併せ、1日滞在型の観光モデルコースを確立する。

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
新規就漁者数	1人	10人
観光施設等客数	54,352人	81,000人

□ 人口増へ!米水津からの情報発信 ~米水津地域~

【現状と課題】

米水津地域では、人口の減少が深刻な問題となっています。特に、東日本大震災以降、今後想定される南海トラフ巨大地震を懸念して、若い世代は沿岸部で住むことを敬遠するようなり、地域外に転出する傾向が強まりました。この影響により教育面においては、児童数、生徒数が急激に減少し、各地域の伝統行事や自治会活動も衰退化している状況です。

産業面においても、就業者の高齢化と労働力の不足は深刻で、移住者やシニア世代を労働力として 活用するとともに、移住者の住居や就業先の生活基盤などの受入れ体制を整える必要があります。

このような現状の中、生活基盤や産業面で重要となる「第2浦代トンネル」の建設が現実味を帯びてきました。このトンネルの開通による経済効果は、物流面での利便性の向上だけでなく、通勤や通学で利用する人たちの安全確保に加え防災面でも大きな安心感を与えてくれます。また、観光客や交流人口の大幅な増加が見込まれ、地域の活性化と大きな発展につなげるため、インターネットやメディア等のあらゆる広報媒体を利用して世界中に米水津地域の詳細な情報を発信することが必要です。

【これからの基本方針】

- ア 地震、津波を恐れることなく、安心して暮らせる定住の場「高台移転」について、調査、研究 するとともに、空き家を利用し移住・定住を希望する人の住居を確保します。公共交通におけ るバス廃止路線については、他の交通手段の導入を検討します。
- イ 移住者や労働意欲旺盛なシニア世代も労働力として活用し、労働力の不足を解消します。移住者や外国人技能実習生が、地域の祭りや敬老会等に参加することで、国際色あふれる地域コミュニティを形成します。
- ウ 第2浦代トンネルの早期完成と県道色宮港木立線の整備及び佐伯堅田ICにつながる新規バイ パス道路の整備について地域住民一体となって要望活動を行います。地域の利便性だけにとど めず、基幹産業の発展、また、観光面まで経済効果を波及させます。
- エ 協議会等を設立し米水津のホームページを開設して、動画などで地域のニュース、イベント、 観光スポット、特産品、空き家、求人情報などの詳細情報を掲載し、移住希望者や観光客に情報提供するほか、特産品のインターネット販売も視野に入れた取組を行います。

- ア 安心して暮らせる定住の場を確保
 - (ア) 地震、津波を恐れることなく安心して定住できる高台移転・分譲について調査・研究
 - (イ) 旧色宮小学校跡地や空き家を有効活用した移住定住者の居住先の確保
 - (ウ) バス路線廃止地域の公共交通を確保
 - (工) 子育て世代、高齢者にやさしい環境を確保
- イ 労働力の確保
 - (ア) 移住者やシニア世代を労働力として活用
 - (イ) 移住者や外国人技能実習生を含む地域コミュニティの形成
 - (ウ) 移住者や外国人技能実習生との交流会の開催
- ウ 第2浦代トンネルの整備要望活動の推進
 - (ア) 早期完成とアクセス道路交通網の整備要望活動の推進

- (イ) 関連する他地域との連携した要望活動の推進
- (ウ) 地域の利便性、経済、観光等多方面にわたる波及効果の啓発
- エ 米水津からの情報発信
 - (ア) インターネットを利用した情報発信戦略の推進
 - (イ) 佐伯市地域おこし協力隊員を配置
 - (ウ) 移住、定住希望者に生活環境、求人情報、空き家等の不動産情報を発信
 - (工) 地域の特産品を情報発信し販売網を拡大
 - (オ) メディア等を利用した地域の観光、文化、イベントの情報発信

重点プロジェクト

米水津人口増加プロジェクト

米水津地域の最重要課題である人口減少対策として、移住希望者を勧誘する詳細な情報を発信 し移住世帯数の増加を図る。

また、本地域で最も危惧される津波災害を恐れることなく安心して暮らせる高台移転と旧色宮 小学校運動場の分譲化、旧校舎を保育所、商品開発研究施設、交流施設、技能実習生宿舎などに 有効活用することについて調査、研究、検討する。

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)	
米水津管内移住世帯数 (市外からの移住)	5世帯/年	30世帯(累計)	



空の公園 芝桜

⑨ 海の恵みを活かすまち蒲江 ~蒲江地域~

【現状と課題】

少子高齢化が加速し、基幹産業である水産業の厳しい状況により、人口の減少が続いています。そのような中、蒲江地域の活性化を図るためには、豊かな自然環境をいかしつつ、地場産業を絡めた新たな観光プラン・ルート開発や情報発信力の強化などによる地域活性化が必要です。

また、小学校の統廃合により、閉校後の学校施設がそのままの状態で残っており、空き家や空き店舗も増え、昔の賑わいはありません。地域に活気を取り戻すためには、これらの活用が必須であり、 積極的な企業誘致や交流活動の支援など様々な観点から有効活用策を検討することが必要です。

さらに、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震では、大規模な津波の襲来が危惧される中、近年の異常気象による風水害の対策も喫緊の課題となっています。

今後は、地域の自主防災会と連携し、大規模災害を想定した防災訓練を実施するなど、災害に強いまちづくりに取り組むことで、住民や地域を訪れる人々に安心を与える地域を目指します。

蒲江の豊かな自然環境を維持し活用するとともに、地域住民が安心して生活でき、人々が多く訪れるまちづくりを推進します。

【これからの基本方針】

- ア 自然体験型レジャー、地場産業の見学、地域(文化)資源などを絡めた新たな観光プランや観光ルートの開発に取り組みます。
- イ 蒲江ブランドの定着を図るため、特産品などのブランド力を高めます。
- ウ 交通インフラの整備促進を図ります。
- エ 閉校後の学校施設を有効活用し、地場産業に関連する企業やベンチャー企業の誘致に努めます。また、空き店舗の活用を図ります。
- オ 災害に強いまちづくりに取り組みます。

- ア 蒲江の地域資源をいかした観光メニューの開発
 - (ア) マリンスポーツやトレッキングなど自然環境をいかした観光プランの確立
 - (イ) 水産業などの地場産業を絡めた観光の企画実践
 - (ウ) 離島(屋形島・深島)のゲストハウスをいかした滞在型観光の推進
 - (工) 観光施設のリニューアル
 - (オ) 花木の植栽による観光資源の開発
- イ 蒲江ブランドの情報発信と定着
 - (ア) 料理人などを対象に、蒲江の食材を使ったイベントの実施
 - (イ) あらゆる広告媒体を活用し、蒲江ブランドを発信するためのキャンペーンを実施
 - (ウ) 地域内の関係者や関係機関と連携し、県内外で蒲江の特産品PRイベントを実施
- ウ 交通インフラの整備促進
 - (ア) 国道388号楠本工区及び県道古江丸市尾線葛原浦丸市尾浦間バイパストンネルなどの整備に向けた取組
 - (イ) 公共交通機関を活用した交通体制の確保

- エ 閉校後の学校施設を活用した交流拠点づくり及び空き店舗活用
 - (ア) 施設を活用したスポーツイベントやコミュニティ活動の推進
 - (イ) 学校施設を活用した養殖業の研究など、あらゆる分野からの参入者の掘り起こし
 - (ウ) 蒲江浦中心部の空き店舗の活用
- オ 大規模災害を想定した防災・減災対策を推進
 - (ア) 自主防災会、消防団、防災士等と連携し、地域防災力強化のための訓練を実施
 - (イ) 住民や来訪者にわかりやすい避難路や避難地の誘導標識等を設置
 - (ウ) 各地区の津波対策用備蓄倉庫内への食糧、防災備品の整備促進
 - (工) 自主防災会、社会福祉協議会との連携による避難行動要支援者支援プラン作成
 - (オ) 防災・行政ラジオの設置促進

重点プロジェクト

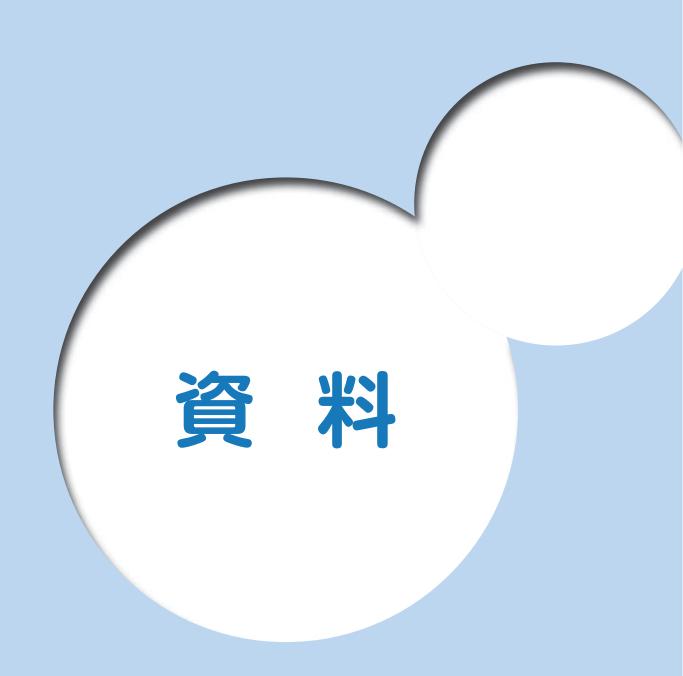
人を呼び込む蒲江周遊観光プロジェクト

蒲江地域内にある東九州自動車道の蒲江ICと蒲江波当津ICからより多くの人を地域内に周遊させるかがカギとなります。これからの蒲江地域は、今まで築き上げてきた食観光や特産品のブランド力を伸ばしつつ、豊かな自然環境と食を絡め、既存の観光スポットが四季を通じて楽しめる観光スポットとして注目されるよう磨き上げを行います。これらの観光スポットを線で結び、周遊観光の促進を図ることで交流人口の増加につなげます。

目標内容	基準値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)	
蒲江独自の新たな観光推進に よる観光入込客数	582,385人	650,000人	



波当津海岸



1 策定までの経過

年 月	取組内容
平成28年9月	市民アンケートを実施した。
	第1回佐伯市総合計画本部会議を開催した(合計4回開催)。
平成29年5月	市議会全員協議会において策定着手の報告を行った。
	各検討部会において計画策定を開始した。
亚出00年7日	第1回佐伯市総合計画市民会議(3組織)を開催した(合計4回開催)。
平成29年7月 	第1回地域振興審議会(9組織)を開催した(合計4回ないし5回開催)。
平成29年8月	市議会全員協議会において第1次総合計画の検証結果の報告を行った。
	各市民会議及び地域振興審議会における分野別、地域別計画の素案が完成した。
平成29年12月	第1回佐伯市総合計画審議会を開催した(合計2回開催)。
	市議会全員協議会において第2次総合計画(素案)の説明を行った。
	パブリックコメントを実施した。
平成30年1月	各地域振興審議会から答申を受ける。
	佐伯市総合計画審議会から答申を受ける。
亚成20年2月	市議会全員協議会において第2次総合計画(素案)の説明を行った。※市議会
平成30年2月	の意見を反映した素案を説明
平成30年3月	市議会に議案として提案し、可決された。

2 各審議会等の経過

(1) 佐伯市総合計画本部会議の開催経過

総合計画の立案等を行う内部組織です。総合計画審議会(市民)等と連携して策定作業を進めました。

本部長:市長、副本部長:副市長・教育長、委員:各部長、各振興局長等

開催回	開催日	内容
第1回	H29. 5 .23	第2次総合計画の概要、組織、スケジュールについて審議した。
第2回	H29.11.27	第2次総合計画(素案)について審議した。
第3回	H30.1.10	総合計画審議会からの意見について審議した。
第4回	H30.1.23	市議会からの意見について審議した。

※上記のほか、各検討部会(8部会)及び定期的に開催される部長会議において、適宜、審議を行いました。

(2) 佐伯市総合計画市民会議

第2次佐伯市総合計画の策定に関し、広く市民の意見を聞くため、佐伯市総合計画市民会議 (以下「市民会議」という。)を設置しました。第1次総合計画の検証結果の審議から行い、素 案作成について、御意見を頂きました。

市民会議名	第1回	第2回	第3回	第4回
生活基盤・環境	7 / 21	8/23	9/26	11/27
保健医療福祉・教育文化	7 / 27	8/30	9/28	11/28
産業振興・まちづくり	7 / 26	8/28	9/15	11/30

(3) 佐伯市地域振興審議会

佐伯市地域振興審議会条例に基づき、旧市町村単位で設置されている審議会です。各地域の地域別の計画の策定について、審議を行い、最終的には、素案全体について「妥当である」との答申を受けました。

地域名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
佐伯	7/14	8/21	11/20	1/9	_
上浦	7/14	8 / 28	11/21	1 /15	_
弥 生	7 / 19	8/21	9/8	11/17	1 / 19
本 匠	7 / 19	8/8	9/5	11/21	1 / 16
宇目	8/3	9/13	11/24	1 / 17	_
直 川	7 / 27	8/24	11/20	1 / 18	_
鶴見	7 / 27	8/28	11/21	1 / 16	_
米水津	7/12	8/1	9/8	11/24	1 /10
蒲江	7/26	8/31	11/21	11/28	1 / 17

(4) 佐伯市総合計画審議会

学識経験者、各種団体関係者等で構成する市長の総合計画の諮問機関です。「第2次総合計画 (素案)」について諮問し、答申を受けました。

(711717) 3		
開催回	開催日	内容
第1回	H29.12.13	総合計画(素案)について、各委員から意見を求め、執 行部との質疑応答を行った。
追加意見集約期間		執行部との質疑応答を受けての意見整理や追加意見の集 約を行った。
第2回	H30. 1 .25	第1回意見及び追加意見について、審議を行った。意見についての審議終了後、答申について意見をまとめた。
答申	H30. 1 .29	「意見を付して総括的に妥当」との答申を行った。

(5) 市議会への報告等について

全員協議会において第2次総合計画について適宜、報告を行いました。

開催日	内容
H29. 5.26	第2次総合計画策定について、概要、組織体制、全体スケジュール等の説明を
1129. 3.20	行った。
H29. 8. 7	第1次総合計画の検証結果及び策定作業の経過について報告を行った。
H29.12.14	第2次総合計画(素案)について説明を行った。
H30. 2. 8	市議会からの意見に対する回答を行い、第2次総合計画(素案)について説明
1130. 2. 0	を行った。
H30. 3.22	平成30年第1回定例会に提案し、可決された。

3 佐伯市総合計画市民会議委員名簿

(1) 生活基盤・環境市民会議

役 職	氏 名	所 属
会 長	安部 秀昭	有限会社 佐伯環境センター 代表取締役
	青栁 義信	有限会社 朋友 代表取締役
	安達 義人	株式会社 ケーブルテレビ佐伯 代表取締役社長
	神崎雅且	佐伯市消防団鶴見方面隊 方面隊長
	河野 憂美	さいき市民放送 株式会社(エフエムさいき) 総務・営業・パーソナリティー
	河村 雄太	谷川建設工業 株式会社 取締役
	北□ 芳康	公益社団法人 大分県建築士会佐伯支部 支部長
	戸髙 達文	名護屋藻場協議会 事務局長 NPO法人 名護屋豊かな海づくりの会 事務局長
	広浜 哲哉	有限会社 広浜環境 代表取締役
	山口清一郎	有限会社 アサヒ産業 代表取締役
	山崎美土子	にじの丘児童クラブ 主任支援員
	吉岡・恵治	吉岡恵治土地家屋調査士事務所(代表)
	渡邊 早苗	佐伯市防災士会 女性部長
オブザーバー	菅 毅	大分県佐伯土木事務所 次長兼企画調査課長
オブザーバー	管谷 滋志	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 工務課 建設専門官

[※]名簿記載内容は、総合計画策定時のもの

(2) 保健医療福祉・教育文化市民会議

役 職	氏 名	所属
会 長	坂本 晃彦	佐伯市PTA連合会 会長
	足利 悦子	ころころHappy 代表
	安藤 節雄	社会福祉法人 長陽会 介護保険サービスセンター 長良苑 介護支援専門員
	小川 由夏	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ 主任就業支援員
	河合 愛	イラストレーター
	神田 芳	海の子児童クラブ
	柴田 徹也	社会福祉法人 希望の森 太陽農園 管理者
	首藤 顕道	首藤顕道建築設計事務所 代表
	鶴見 智史	社会医療法人 長門莫記念会 長門記念病院 地域医療連携室 副主任
	中村 賢介	一般社団法人 大分県医療ソーシャルワーカー協会
	三吉 雅世	佐伯市食生活改善推進協議会 副会長
	三輪 真美	NPO法人 さいき劇場 理事
オブザーバー	加藤 康彦	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団 大分県立美術館 副館長兼学芸企画課長
オブザーバー	佐藤紀美子	大分県南部保健所 所長
オブザーバー	立川 研一	大分県教育庁佐伯教育事務所 次長兼指導課長

[※]名簿記載内容は、総合計画策定時のもの

(3)産業振興・まちづくり市民会議

役 職	氏 名	所属
会 長	宮明邦夫	株式会社 まちづくり佐伯 代表取締役
	大鶴 優子	2323HAPPY
	小野 貴展	認定農業者
	梶川 善寛	株式会社 ケーブルテレビ佐伯 制作課 係長
	河野 辰也	フランス料理ムッシュカワノ
	小園 健一	一般社団法人 困り事お助け協会 代表理事
	曽根田敏治	株式会社 まちづくり佐伯
	染矢 弘子	スローカフェ茶蔵 オーナーシェフ
	髙野・正太	髙正林業 代表
	谷 正也	地域おこし協力隊
	谷川浩明	さつき園小島 施設長
	橋本・千春	Gran Primavera 代表
	村松 教雄	有限会社 村松水産 取締役
	脇坂 浩	株式会社 二豊鉄工所 工務課 課長
オブザーバー	亀井 祐二	株式会社 大分銀行 地域創造部 部長
オブザーバー	河津 雅博	公益社団法人 ツーリズムおおいた 誘致営業部長
オブザーバー	田崎真佐恵	大分県南部振興局 地域振興部地域振興班 主幹(総括)

[※]名簿記載内容は、総合計画策定時のもの

4 審議会委員名簿

(1) 佐伯市総合計画審議会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	所 属
会 長	経済・金融	谷川 憲一	佐伯商工会議所 会頭
副会長	弥生地区	岩佐 礼子	弥生地域振興審議会 会長
	学識経験者	小林 祐司	大分大学理工学部 准教授
	経済・金融	森竹 治一	佐伯市番匠商工会 会長
	経済・金融 鶴見地区	多田 茂	佐伯市あまべ商工会 会長 鶴見地域振興審議会 会長
	農業	黒岩眞由美	農業委員
	林業	後藤 重也	直川林業研究グループ
	水産	戸髙 竜介	定置網漁業 (来だんせへ市スタッフ)
	観光	濱田 聖美	浜の笑楽幸 (民泊)
	福祉	加藤るり子	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 大分県なおみ園 園長
	医療	島村康一郎	佐伯市医師会 会長
	自治委員会	下川 芳夫	佐伯市自治委員会連合会 会長
	高齢者団体	柳信夫	佐伯市老人クラブ連合会 会長
	女性団体	岩尾 美穂	笑顔で輝ける女性を応援する会「オレンジ」代表
	市長が必要と 認める者	浅利 妙峰	
	市民会議	安部 秀昭	生活基盤・環境市民会議の会長
	市民会議	坂本 晃彦	保健医療福祉・教育文化市民会議の会長
	市民会議	宮明邦夫	産業振興・まちづくり市民会議 会長
	佐伯地区	染矢 剛志	佐伯地域振興審議会 会長
	上浦地区	山矢 隆彦	上浦地域振興審議会 会長
	本匠地区	河原 博秋	本匠地域振興審議会 会長
	宇目地区	神宮恵子	宇目地域振興審議会 会長
	直川地区	芦刈 紀生	直川地域振興審議会 会長
	米水津地区	渡邉正太郎	米水津地域振興審議会 会長
	蒲江地区	白岩嘉峯	蒲江地域振興審議会 会長

[※]名簿記載内容は、総合計画策定時のもの

地域活性化

(2) 地域振興審議会委員名簿

地区	役 職	氏 名	地区	役 職	氏 名
	会 長	染矢 剛志		会 長	山矢 隆彦
	副会長	富髙 国子		副会長	鰐石 朝子
		浅利 善然			池田 敬
		河野 照代			岩﨑由紀子
		鈴木 良子	上浦		河野 亜紀
		高原 良幸			木村 竜也
		戸山 惠子			野田が子
佐伯		永田 益久			森崎 秀信
		平川高史			山本 忠道
		本田 留美			
		三浦 綾子			
		三浦 真実			
		御手洗金重			
		宮本新一			
		渡邊 幸一			

地区	役 職	氏 名	地区	役 職	氏 名
	会 長	岩佐 礼子		会 長	河原 博秋
	副会長	染矢 庄治		副会長	髙野 隆正
	弥 生	市原雄次郎	本 匠		磯川利惠子
		荻 英利子			川野 敦子
 		甲斐 隆二			川野圭一郎
		狩生いづみ			柴田 浩美
		河合砂美子			髙橋 豊信
		藤原・映治			中山 淳
		宮島 尚貴			三浦 章吾
		矢部 加奈			三原 志保

地区	役 職	氏 名	地区	役 職	氏 名
	会 長	神宮恵子	直川	会 長	芦刈 紀生
	副会長	佐賀良育広		副会長	西田 吉充
		安藤 雅章			東江 洋美
		市川今朝男			安藤 政江
宇目		伊藤 英子			後藤慎一郎
		上田フジ子			曽根田祐未
		佐保 和広			曽宮 恒子
		染矢 英一			谷川 貴子
		武田 邦弘			三浦日出男
		宮崎 晴子			御手洗 堅

地区	役 職	氏 名	地区	役 職	氏 名
	会 長	多田 茂		会 長	渡邉正太郎
	副会長	染矢 正直		副会長	江川明義
		安倍 絹代			今田 今義
		大家 知子			奥村 泰子
		岡部 正張			谷口 里美
鶴見		土師 辰英	米水津		戸髙 竜介
		浜野 洋子			中村 進介
		廣津留由紀子			仲矢 望
		御手洗豊次			水口 初則
		山﨑 隆之			矢野 美和
		山田 正喜			山田 芙美

	i	
地区	役 職	氏 名
	会 長	白岩嘉峯
	副会長	髙橋佐一郎
		岡村 常春
		甲斐 健文
		川邉友光子
蒲江		髙橋、壽惠
用		中塚 幸一
		中野保惠
		浪井 洋子
		桝田 穂積
		村尾 紗英
		山田 勇茂

※名簿記載内容は、総合計画策定時のもの

用語解説

■アルファベット・数字

○**BMI(ボディ・マス・インディクス)**[P45] 肥満度の判定方法の一つ。体重(kg)/身長(m)²で求められる。

ICT [P15.18.40.44.58]

情報や通信に関する科学技術の総称

○PDCAマネジメントサイクル [P25]

管理のサイクル。一般的に行政におけるマネジメントサイクルは、計画(Plan)→実施(Do)→ 評価(Check)→改善(Action)→計画(Plan)という管理のサイクルを理念的に表現している。

OPFI [P26]

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

OPPP [P26]

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ

OWCS [P56.57]

ホール・クロップ・サイレージの略で稲の実と茎をまるごと収穫して、フィルムで包んで発酵させ た牛の飼料

○**3R** (スリーアール) [P29]

「リデュース」「リユース」「リサイクル」というごみの処理や優先順位のこと。リデュース (Reduce) とは、ごみの排出抑制、リユース (Reuse) とは、再使用、リサイクル (Recycle) とは、再生利用のこと。それぞれの頭文字を取って3Rと呼ばれている。

■あ行

○インバウンド [P19.20.68.69.77.91]

元々は「外から中に入り込む」という意味だが、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われることが多い。

○大入島オルレコース [P68.81]

正式名称は、「九州オルレ さいき・大入島コース」。「オルレ」は韓国・済州島から始まったもので、もともとは済州の言葉で「通りから家に通じる狭い路地」という意味である。済州島の魅力を再発見させるために始めた済州オルレが韓国で爆発的な大ヒット商品になった。九州オルレは済州オルレの姉妹版。平成23年東日本大震災などの影響を受け、九州への訪日外国人観光客が低迷。それに対する誘客の起爆剤として「一般社団法人九州観光推進機構」が「社団法人済州オルレ」と協定締結し、「九州オルレ」を立ち上げた。平成29年12月に、さいき・大入島コースが認定された。

○汚水衛生処理率「P38]

人口に対し、下水道接続済人口+合併処理浄化槽設置済人口が占める割合

○汚水処理人口普及率 [P38]

人口に対し、下水道整備済人口+合併処理浄化槽等設置済人口が占める割合

■か行

○期成会 [P39]

同じ目標の実現に向かって、結束し行動する人たちの会

○九州大学持続可能な社会のための決断科学センター [P26]

九州大学大学院プログラムの一つ。5年一貫の教育プログラムにより、3つの学識(専門性・学際性・統域性)と4つの実践的能力(国際力・研究提案力・プレゼンテーション力・指導力)を修得させ、広く産学官にわたりグローバルに活躍できる人材の養成を目的としたもの。平成28年に佐伯市と協力協定を締結しており、各種連携事業を実施している。

○共同選果場 [P18.57.58]

農家が収穫した野菜や果実を1か所に集め、大きさや形や色などで仕分けを行った後に、流通用の箱や袋に詰める作業を行う場所。この施設が整備されることによって、農家は作物の栽培に専念することができる。

○**グランピング** [P69]

グラマラス (魅惑的な) とキャンピングを掛け合わせた造語で、テント設営や食事の準備などの煩わしさから旅行者を解放した「良い所取りの自然体験」に与えられた名称

○健康寿命 [P44.45]

健康で過ごせる期間を示したもの。国が算出する「健康寿命」は、国民生活基礎調査の結果を基に、 「日常生活に制限のない期間」を算出したもの

○**コーディネーショントレーニング** [P17.53]

運動能力を高める訓練の一つ。感覚の働きと体の動作を効率よく調和させ、状況に素早く反応し、 最も適切に体を動かすための訓練

■さ行

○佐伯市歴史資料館サポーター [P55]

市民から募集したボランティアで、歴史資料館の展示解説、体験教室等のサポート、収蔵資料の整理等、運営を支援する活動を行う。

○サポステ [P67]

地域若者サポートステーションの略称。働くことに悩みを抱えている15歳~39歳までの若者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行うもの

○シェアオフィス [P86]

同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィスのこと。

○**自家用有償旅客運送** [P15.41.90]

自家用自動車による有償運送は、原則として禁止されており、災害のため緊急を要するときを除いて、国土交通大臣の許可又は登録を受けなければならない。

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によって提供されない場合に、その代替手段として、所定の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できることとする制度を「自家用有償旅客運送登録制度」という。

○出荷日齢体重 [P59]

出荷時の体重を日齢で割ったもので、例えば体重300kg、300日齢の場合、日齢体重は1kgとなる。

○ジョブカフェ [P67]

概ね40歳未満の若年者に対し、ハローワークとの連携の下、カウンセリングや職業紹介までワンストップで就業支援を行うもの

○スクラップ・アンド・ビルド [P25]

予算や組織(ポスト)の新設を行う場合、肥大化を防ぐために既存の予算や組織を廃止すること。

■た行

○**多面的機能支払交付金事**業 [P59]

農業者等による団体が共同で取り組む農地等の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の農業関係施設の維持・管理や景観形成を支援する制度

○中山間地域等直接支払交付金事業 [P59]

農地間の傾斜がきつく作業が困難な中山間地域等において、集落を単位として農地を維持・管理していくための取り決めとなる協定を結び、協定に従って行われる活動を支援する制度

■な行

○農振農用地 [P59]

農業振興地域の整備に関する法律に基づき佐伯市が農業振興をする上で重要と位置付けた農地

■は行

○ハサップ [P64]

食品の製造工程における品質管理システムのこと。HA(危害分析)とCCP(重要管理点監視)からなる言葉で、ハサップと読む。最終製品の抜取検査方式ではなく、製造プロセス全体において、予測される危害(HA)を分析し、重要管理点(CCP)を定める方式。重点管理点ごとに、管理の基準や監視方法、基準外のものに対する対応措置を予め設定し、管理を行う。

○東九州バスク化構想 [P20.75]

フランスとスペインにまたがるバスク地方は、世界一の美食の街といわれるサン・セバスチャンを 擁し、「食材の宝庫」といわれるエリアです。このバスク地方をヒントに、山・川・海の食材が豊 富な本市と延岡市が、「食」をキーワードにまちづくりを進めていくための構想

○1人平均むし歯本数 [P49]

受診者のむし歯総数/健診受診者数

○**標準化死亡比** [P45]

その地域の死亡率を比較するための指標。全国平均を100とし、100を超えると死亡率が高くなる。

○**P学共催人権問題研修** [P70]

人権教育の機会拡充のため、PTAと小・中学校が共催で行う人権学習研修

○扶助費 [P9]

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に擁する経費

■ま行

○「丸ごと」[P46]

社会保障などの分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域の様々な資源をいかしながら取り組むこと。

○**木材生産量** [P61]

森林で伐採し生産された木材の体積を試算した数量

■や行

○山ガール [P28]

登山やハイキングを趣味とする若い女性のこと。

○山ガール・サミット [P28]

全国的に実施されているイベント。イベントを通じて、それぞれの豊かな自然、風土、食を紹介する企画。トレッキングやハイキング、遊歩道の散策で味わえる「キレイなこころ」を感じてもらい、自然から受ける恩恵に感謝し、山(公園)などの清掃活動を行うもの。山ガールに集まってもらい街に活気を与え、地産地消で街もさらに元気にする企画

■ら行

○**ライスセンター** [P91]

もみ共同乾燥調製施設のこと。脱穀直後の高水分もみの乾燥、もみすり、精選、袋詰めなどの農作業を共同で行うことによって、迅速化・省力化を図る目的でつくられたもの

■わ行

○「我が事」[P46]

人々の生活基盤としての地域の重要性が一層高まる中、つながりのある地域をつくる取組を、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて『他人事』ではなく『我が事』として再構築していくこと。

○**ワーク・ライフ・バランス** [P20.67.72]

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の 生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2次佐伯市 総合計画

発行日 平成30年6月

発 行 佐伯市

編 集 佐伯市政策企画課

佐伯市中村南町1-1

電話 0972-22-3111

印刷 中島印刷所

